

(中間見直し版)

# 多摩市 女と男がともに 生きる行動計画

平成28(2016)年～平成32(2020)年

男女平等と自立に  
支えられた  
男女共同参画社会  
の実現に向けて



## はじめに

本市では、男女平等参画社会の実現をめざし、平成23年4月に男女平等参画を推進するための計画「多摩市女と男がともに生きる行動計画」を改定し、様々な取組みを実施してきました。

本市では、少子化と国を上回るスピードの高齢化により、10年後には3人に1人が高齢者となることが見込まれています。さらに、家族構成や価値観の変化に伴い働き方や雇用形態も多様化し、配偶者等からの暴力の顕在化など社会を取り巻く状況も急速に変化しています。平成23年3月に発生した東日本大震災では、男女平等参画の視点に立った防災や災害対策の必要性も浮き彫りになり、真の男女平等参画社会の実現に向けた実効性のある取組みが強く求められています。

本市では平成26年に市民参画のもと「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」を制定し、男女平等参画社会の実現に向けた市・市民・事業者の責務や市が取り組む施策などを定めました。

また、国でも平成27年度に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を制定し、第4次男女共同参画基本計画を定め、我が国における男女共同参画社会の実現に向けて新たな取組みの段階に入ったことを宣言しています。

本計画の中間見直しでは、条例や法律に基づき「ワーク・ライフ・バランスの推進と女性の就職・再就職」、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例の周知と活用」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の3点を今後5年間の重点課題と位置づけ、取組みを進めてまいります。

また、本計画の中間見直しにあたっては、多摩市男女平等参画推進審議会や市民の方々からパブリックコメント等を通して多くのご意見をいただき感謝申し上げます。本計画を着実に推進するためには、行政はもちろん、市民、事業者、関係団体、関係機関の皆さんと連携・協働しながら進めていくことが不可欠です。今後ともより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成28（2016）年3月

多摩市長 阿部裕行



# 目次

中間見直しにあたって

～前期計画後の社会状況の変化を把握し、これからの社会を考える…………… 1

I 計画の基本的な考え方…………… 17

1 計画の基本理念…………… 19

2 計画の性格…………… 19

3 計画の基本目標…………… 20

4 計画の中間見直しにあたっての重点課題…………… 21

II 計画の枠組み…………… 23

1 計画の対象…………… 25

2 計画期間…………… 25

3 施策、事業の目標管理…………… 25

4 計画の体系…………… 26

III 計画の内容…………… 29

基本目標 1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進…………… 31

課題 1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進…………… 34

基本目標 2 男女平等・男女共同参画意識の啓発と教育・学習…………… 36

課題 1 男女平等・男女共同参画意識の啓発…………… 39

課題 2 「男だから、女だから」でない多様な可能性を開く教育と学習の推進… 41

基本目標 3 女性の人権尊重と人権擁護のしくみづくり…………… 43

課題 1 女性の人権の尊重…………… 47

課題 2 女性に対する暴力の根絶と人権擁護のしくみづくり…………… 50

課題 3 生涯にわたる女性の健康支援…………… 52

基本目標 4 女と男がともに働きやすく生活しやすい環境づくり…………… 54

課題 1 男女平等の就労環境整備…………… 60

課題2 「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の実現 .....	63
基本目標5 特に困難な状況にある人々への支援 .....	66
課題1 特に困難な状況にある男女の自立支援 .....	69
基本目標6 男女平等・男女共同参画の実現に向けた総合的な推進 .....	71
課題1 TAMA女性センターの運営 .....	73
課題2 総合的な計画の推進 .....	75
目標管理事業一覧 .....	77
資料 .....	79
1 多摩市女と男の平等参画を推進する条例 .....	81
2 多摩市男女平等参画推進審議会活動経過 .....	88
3 多摩市男女平等参画推進審議会委員名簿 .....	90
4 多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議設置要綱 .....	91
5 多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議活動経過 .....	93
6 多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議委員名簿 .....	94
7 男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査 概要 .....	95
8 男女平等・男女共同参画関連用語 .....	96
9 男女共同参画社会基本法 .....	100
10 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 .....	107
11 国際婦人年以降の男女平等・男女共同参画をめぐる世界・日本・多摩市の動き	123

---

# 中間見直しにあたって

中間見直しにあたって

～前期計画後の社会状況の変化を  
把握し、これからの社会を考える～

---



# 中間見直しにあたって

～前期計画後の社会状況の変化を  
把握し、これからの社会を考える～

国では、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」、平成13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）、平成15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、その後、改正を経ながら法整備が進められてきました。

一方、本市では、昭和59（1984）年に発足した「多摩市婦人問題懇話会」からの提言等をもとに、他市に先駆けて昭和61（1986）年に「多摩市婦人行動計画」を策定し、その後、平成6（1994）年には「女と男がともに生きる行動計画」として計画を改定、さらに、平成13（2001）年、平成18（2006）年の計画改定を経て、市民の皆さんとともに取組みを推進してきました。

本計画は、平成23（2009）年～32（2020）年度までの10年間を計画期間としていますが、この間、多摩市でも少子化、高齢化がさらに進み（図表1）、4人以上の世帯は減少する反面、2・3人世帯は増加しています（図表2）。また、横ばい傾向にある単身世帯のうち、高齢の単身世帯は増加を続け、特に高齢女性の単身世帯が大きく増加しています（図表4）。

貧困問題をみると、母子世帯と高齢女性の単身世帯の貧困率は若干減少しているものの、他の世帯と比較し依然として高い状況にあります（図表15）。

また、多摩市では平成26（2014）年に「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」を施行、国では、平成27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定するなど、本計画の策定以降に生じた社会状況の様々な変化に柔軟に対応するため、計画の中間年にあたる平成28（2016）年度に向けて必要な見直しを行いました。

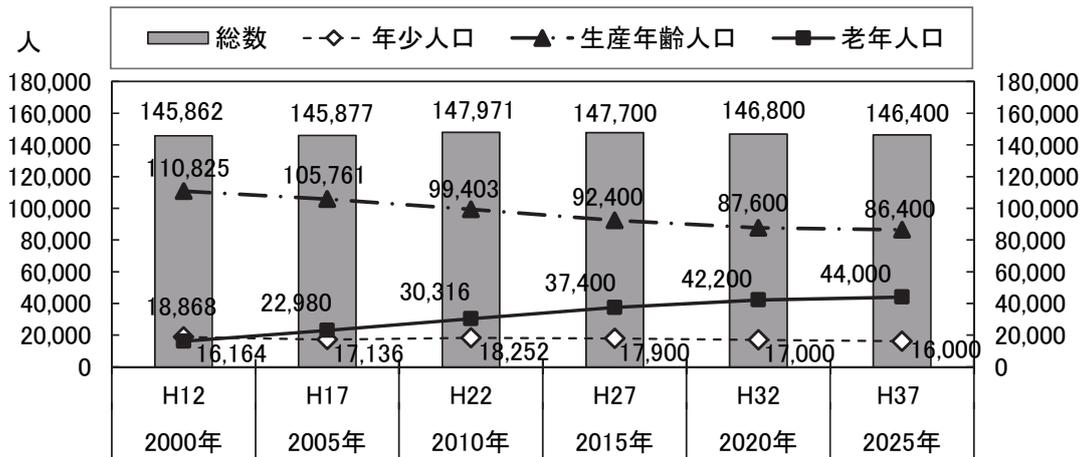
「夫婦がいて子どもがいる」家族構成や「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を前提に維持してきた従来の仕組みと現実との乖離が大きくなりつつある現在、誰もが生きやすく暮らしやすい社会や地域をつくるために必要なことは何か。男女平等・男女共同参画社会の実現に向けて、一緒に考え、行動していきましょう。

なお、本計画はDV防止法に基づく市の基本計画を含めた計画として位置づけ推進します。

### 変化する家族のかたち

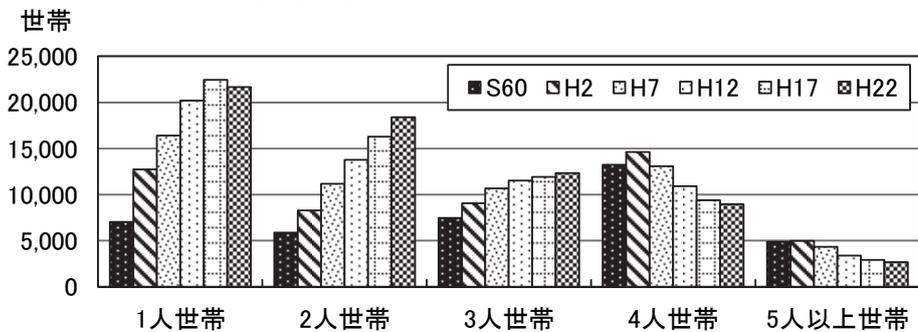
多摩市の人口は横ばい、生産年齢人口は減少、老年人口は増加。  
 「夫婦のみ」と「女親と子ども」世帯が増加、「夫婦と子ども」世帯は減少。  
 高齢女性のひとり暮らし世帯が大きく増加。  
 ⇒ 従来の「男は仕事」、「女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を前提とした標準モデルは減少、家族構成も様々なかたちへ。

図表1 多摩市の将来人口推計(多摩市)



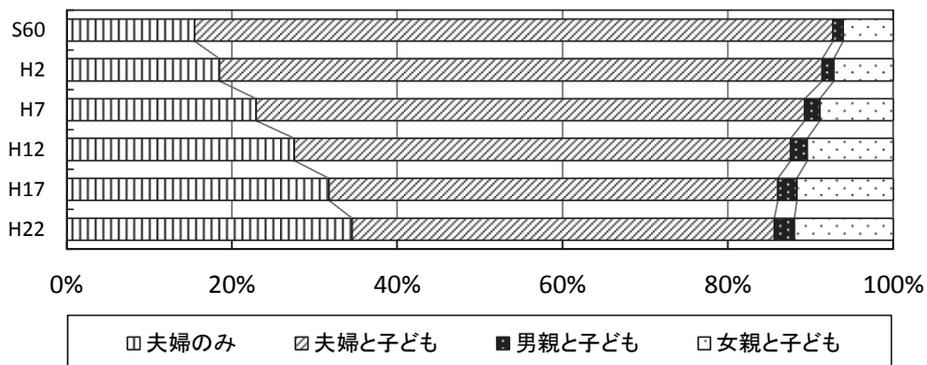
出典「多摩市第五次総合計画 第2期基本計画」

図表2 世帯の人数の推移(多摩市)



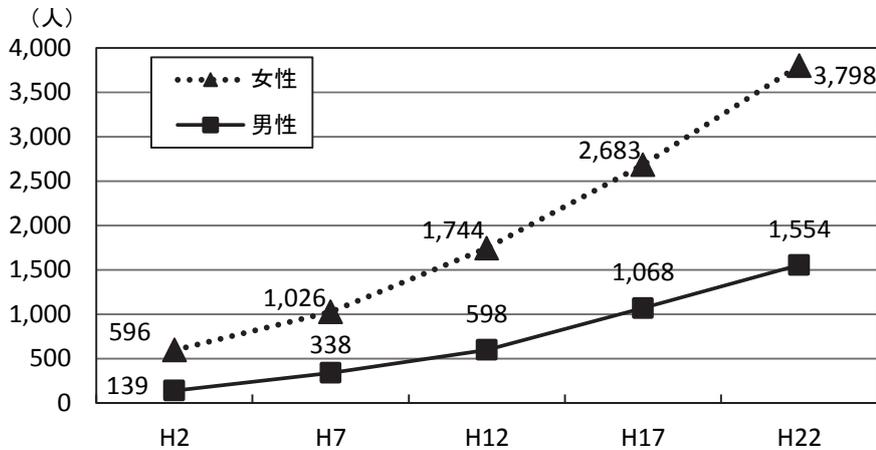
出典「2010年国勢調査」

図表3 核家族世帯の家族構成比(多摩市)



出典「2010年国勢調査」

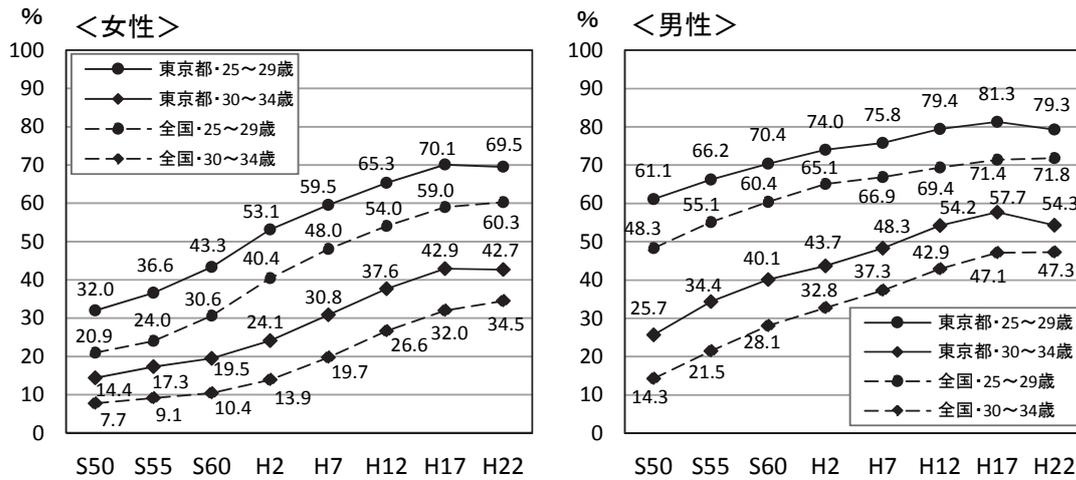
図表4 男女別 高齢ひとり暮らし世帯の推移(多摩市)



備考：高齢単身世帯・・・65歳以上の者一人のみの一般世帯  
(他の世帯員がいない者)

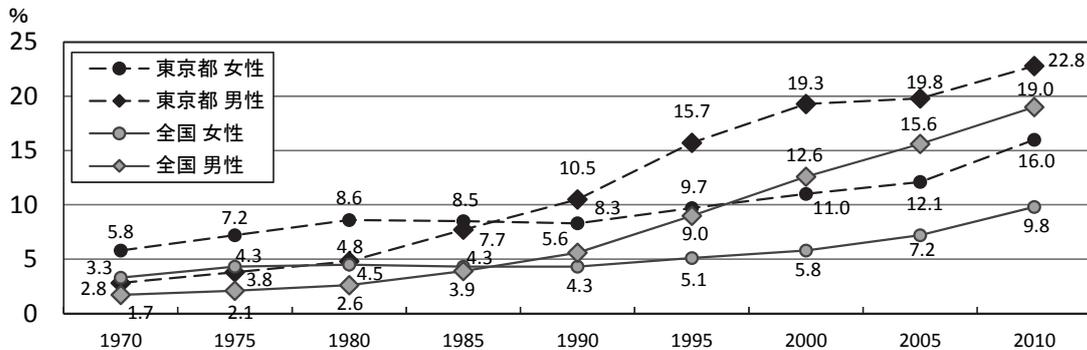
出典「2010年 国勢調査」

図表5 未婚率の推移(全国・東京都)



出典「2010年国勢調査」

図表6 生涯未婚率(50歳時点で結婚していない人の割合)の推移(全国・東京都)



備考：2005年までの生涯未婚率は、45～49歳と50～54歳未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率を示す。

出典「2010年国勢調査」

ワーク・ライフ・バランス

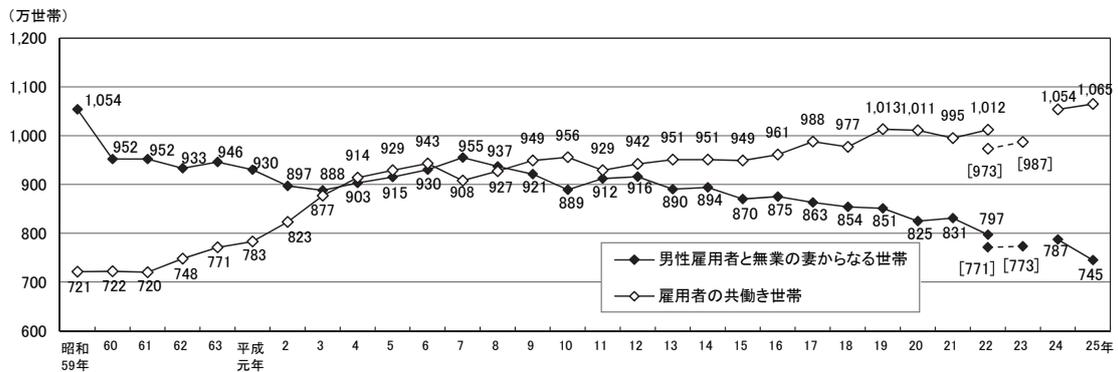
共働き世帯がさらに増加。

女性は結婚・出産育児期の離職が多く、男性は長時間労働者の割合が多い。  
非正規雇用の割合が増加傾向。特に35歳以上の女性は50%を超える高い非正規雇用率。

9割がワーク・ライフ・バランスの考え方に賛成であるが、実際は仕事か家庭のどちらかを優先せざるを得ない状況にある人が多い。

⇒ ワーク・ライフ・バランスを実現するための社会環境の見直しや整備が課題。

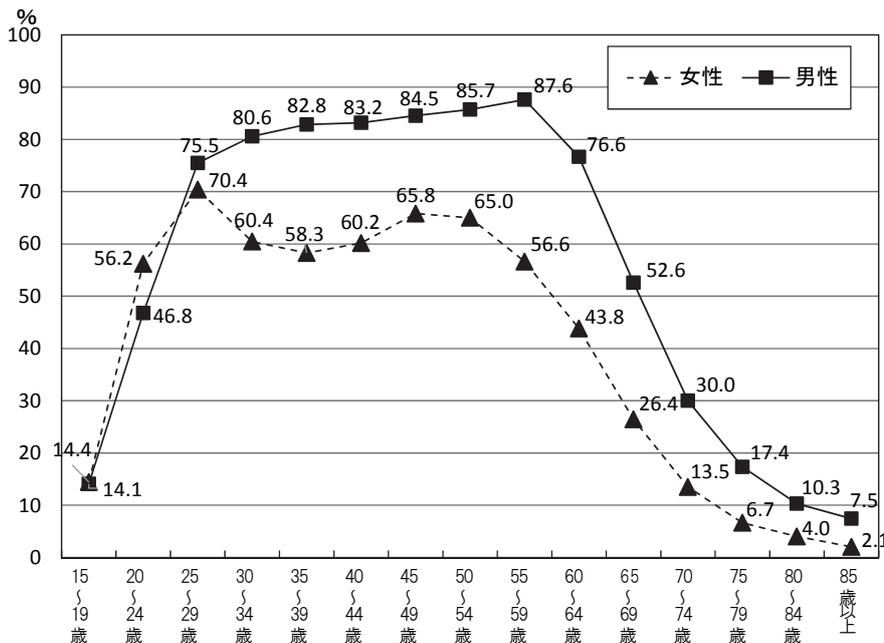
図表7 共働き等世帯の推移(全国)



(備考)：1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。  
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。  
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。  
4. 平成22年及び23年の〔〕内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

出典「平成26年版男女共同参画白書」内閣府

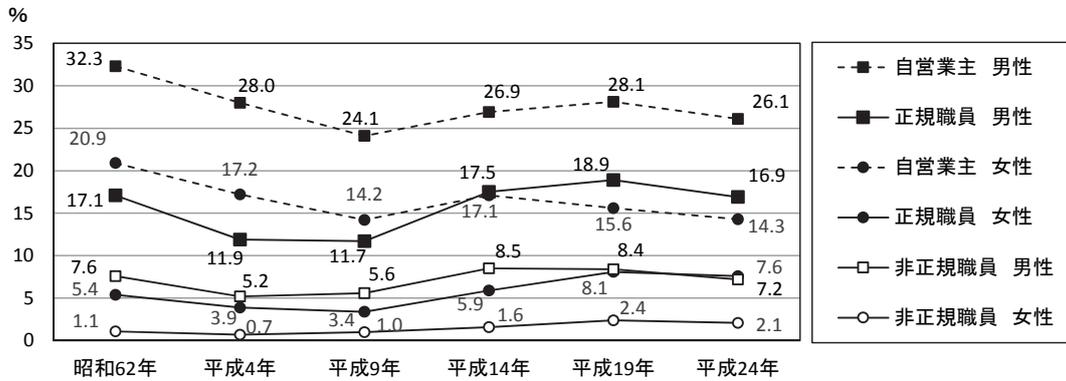
図表8 男女別・年齢階級別労働力人口比率(多摩市)



備考：1. 労働力人口：就業者と完全失業者の計  
2. 労働力人口比：15歳以上人口に占める労働力人口の割合

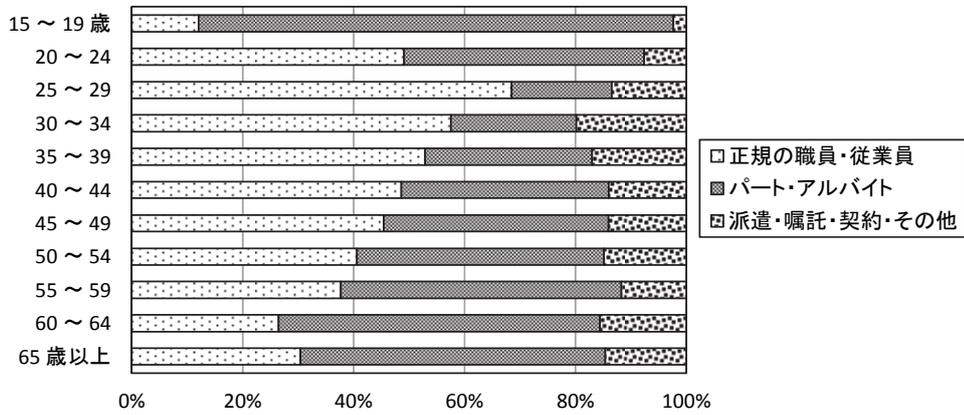
出典「2010年国勢調査」

図表9 週労働時間60時間以上の就業形態別労働者割合(全国)



出典「平成26年版男女共同参画白書」内閣府

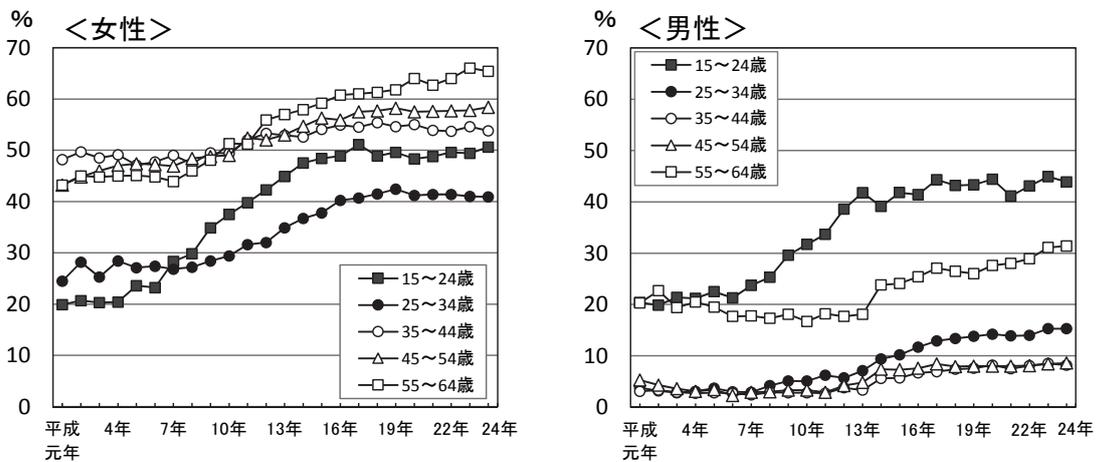
図表10 女性の働き方の特徴 (東京都)



備考：1. 会社役員を除く雇用者  
2. 「派遣・嘱託・契約・その他」とは、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、その他。

出典「平成24年就業構造基本調査」総務省

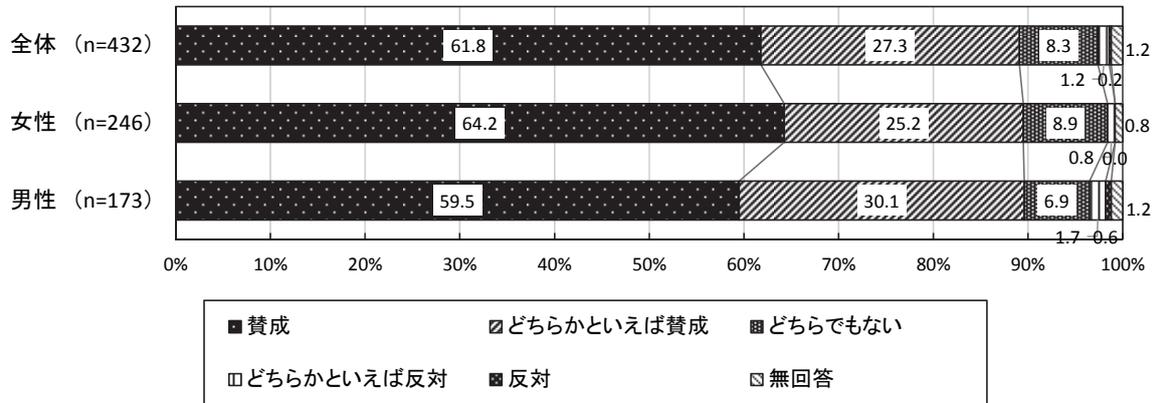
図表11 非正規雇用(パート、アルバイト、派遣等)の推移(全国)



備考：1. 総務省「労働力調査」より作成。  
2. 非正規雇用比率＝(非正規の職員・従業員) / (正規の職員・従業員＋非正規の職員・従業員) × 100。  
3. 2001(平成13)年以前は「労働力調査特別調査」の各年2月の数値, 2002(平成14)年以降は「労働力調査詳細集計」の各年平均の数値により作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査詳細集計」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

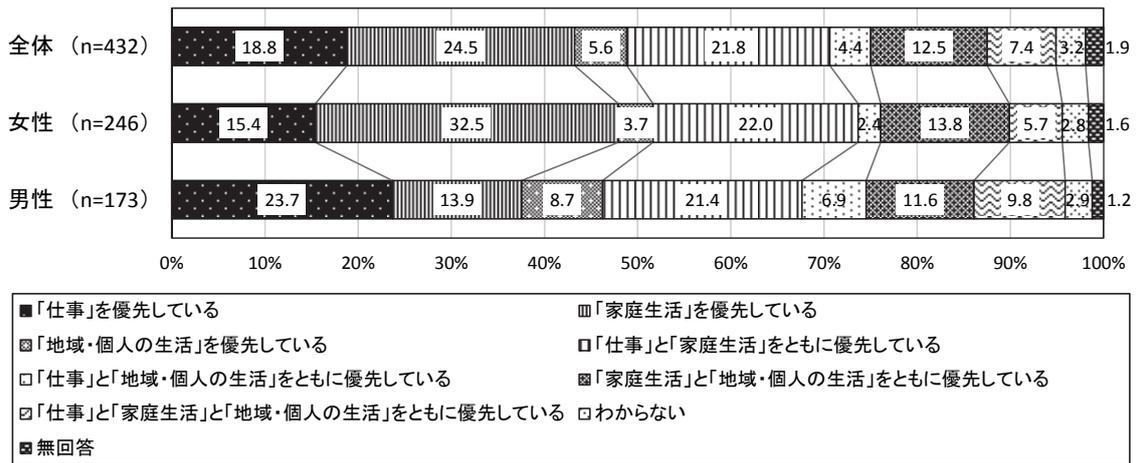
出典「平成25年版男女共同参画白書」内閣府

図表12 ワーク・ライフ・バランスの考え方に対する賛意(多摩市)



出典「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査2015」

図表13 あなた自身のワーク・ライフ・バランス(多摩市)



出典「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査2015」

### 女性を取り巻く様々な課題

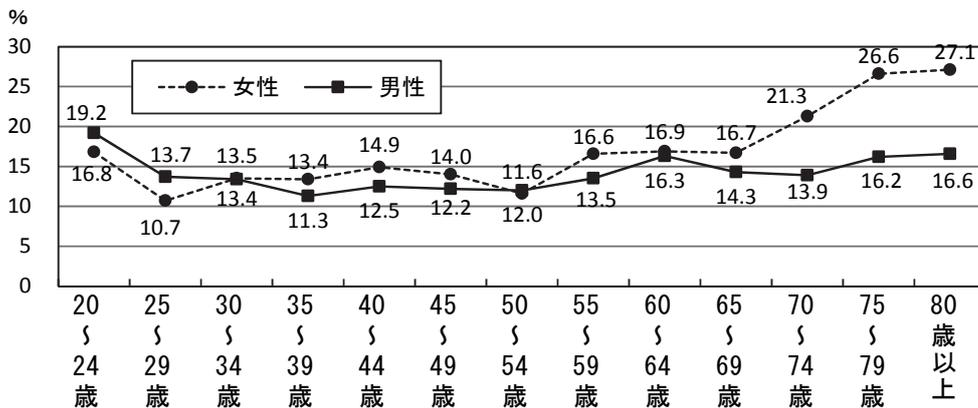
母子世帯、高齢単身女性の相対的貧困率が高い。

女性は育児休業の取得率が高く、男性は依然として低い。

介護は男女ともにするのがよいという意見が約7割。

⇒ 母子世帯や高齢単身女性の経済的自立、男性が家事・育児・介護に参加するための意識改革と環境整備が課題。

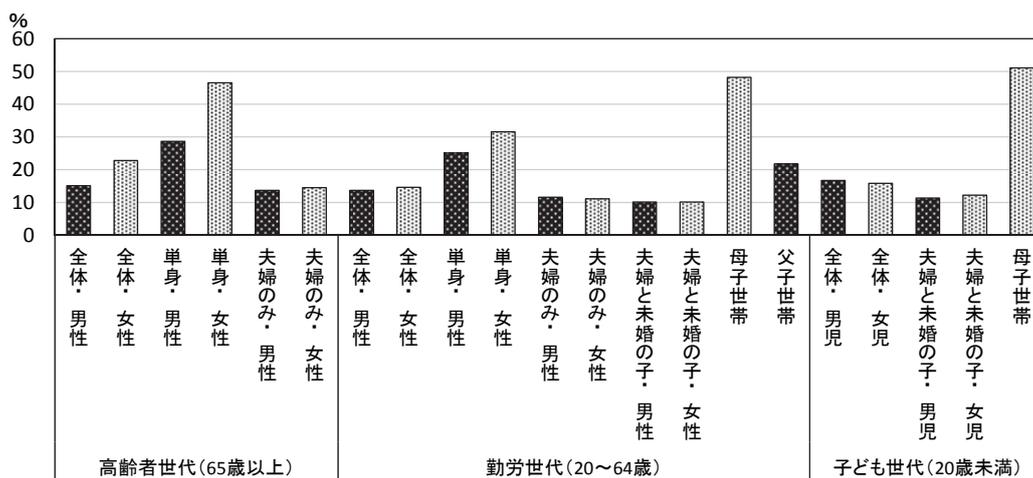
図表14 男女別・年齢階層別相対的貧困率<sup>注</sup>(全国)



備考：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成22年）を基に内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員の特別集計より作成。

出典「平成24年版男女共同参画白書」内閣府

図表15 世代・世帯類型別相対的貧困率<sup>注</sup>(全国)

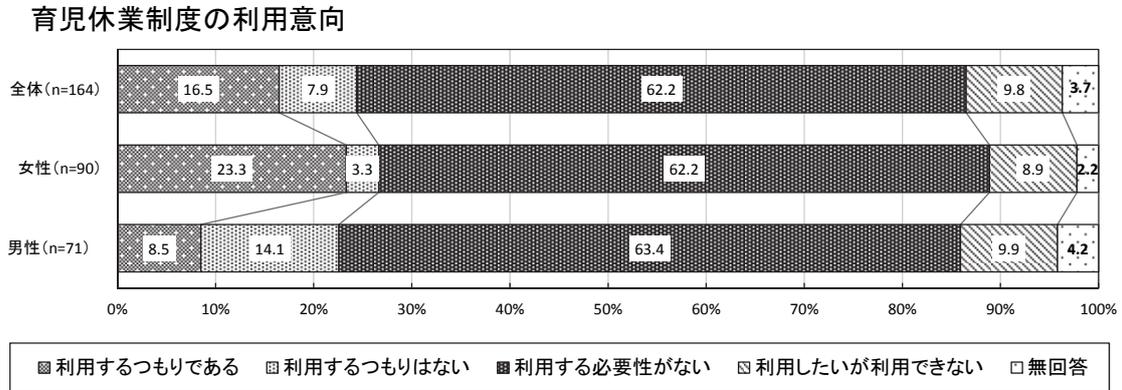


備考：1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成19年、22年）を基に、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済ワーキング・グループ（阿部彩委員）による特別集計より作成。  
2. 平成19年調査の調査対象年は平成18年、平成22年調査の調査対象年は平成21年。

出典「平成24年版男女共同参画白書」内閣府

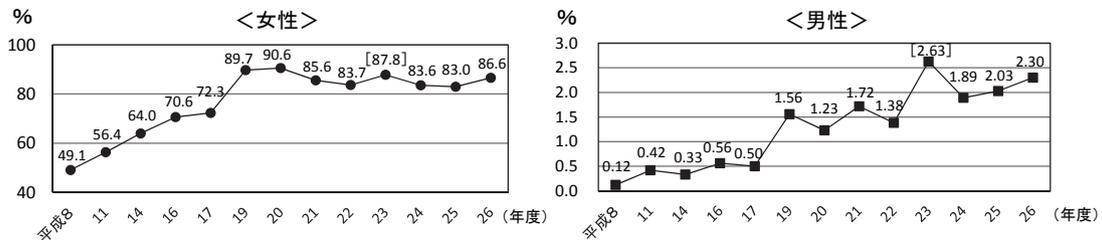
注 相対的貧困率＝可処分所得が中央値の50%未満の人の比率

図表16 育児休業の利用意向と取得率(多摩市・全国)



出典「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査2015」

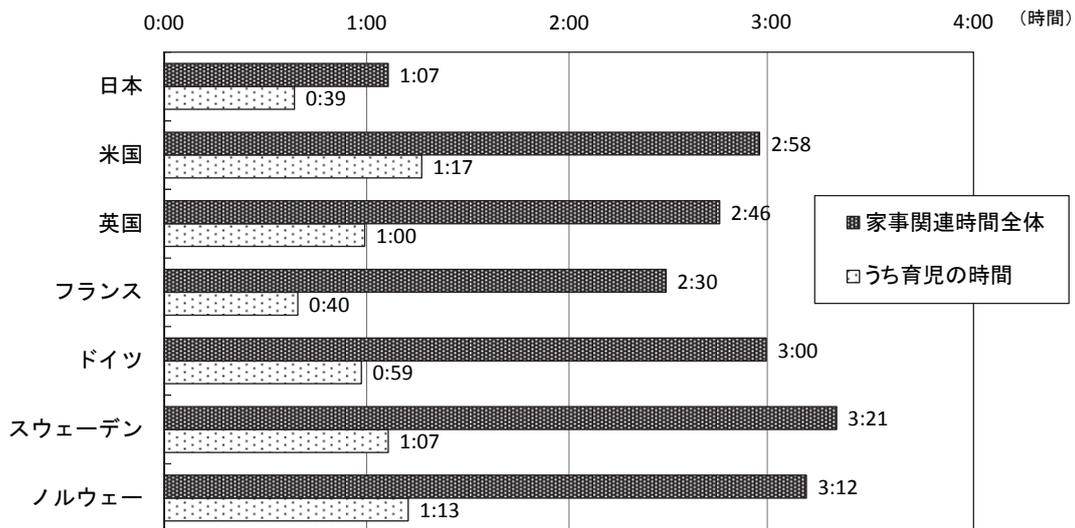
育児休業取得率



注：平成23年度の [ ] 内の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

出典「平成26年度雇用均等基本調査(確報)」厚生労働省

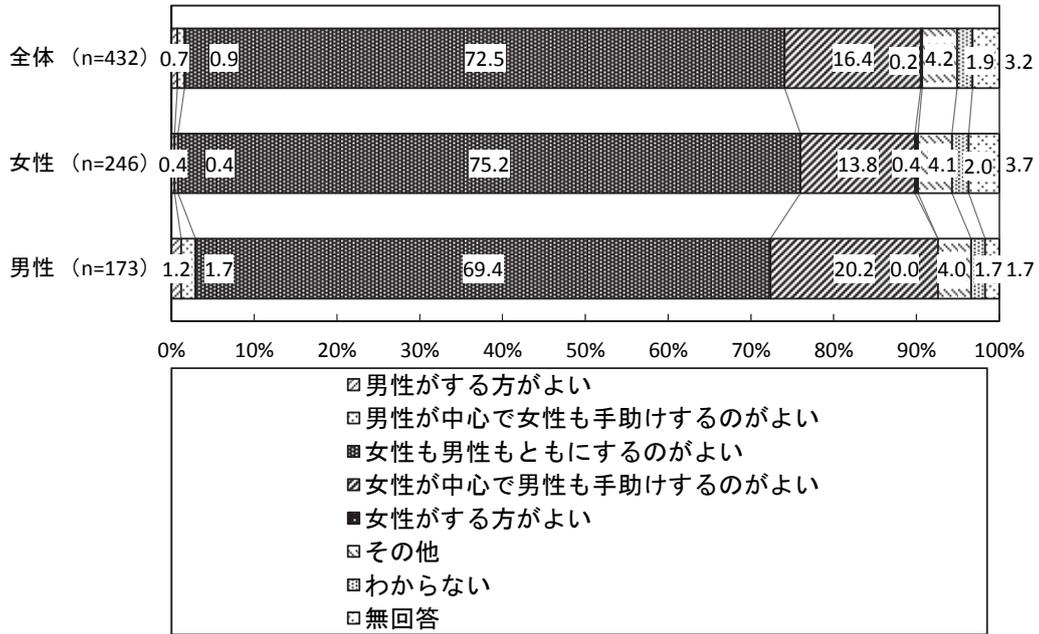
図表17 国際比較 6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間(1日当たり)(全国)



備考：1. Eurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men”(2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S. “American Time Use Survey”(2013) 及び総務省「社会生活基本調査」(平成23年)より作成。  
 2. 日本の数値は、「夫婦と子どもの世帯」に限定した夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体平均)である。

出典「平成27年版男女共同参画白書」内閣府

図表18 介護に関する男女の役割分担(多摩市)



出典「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査 2015」

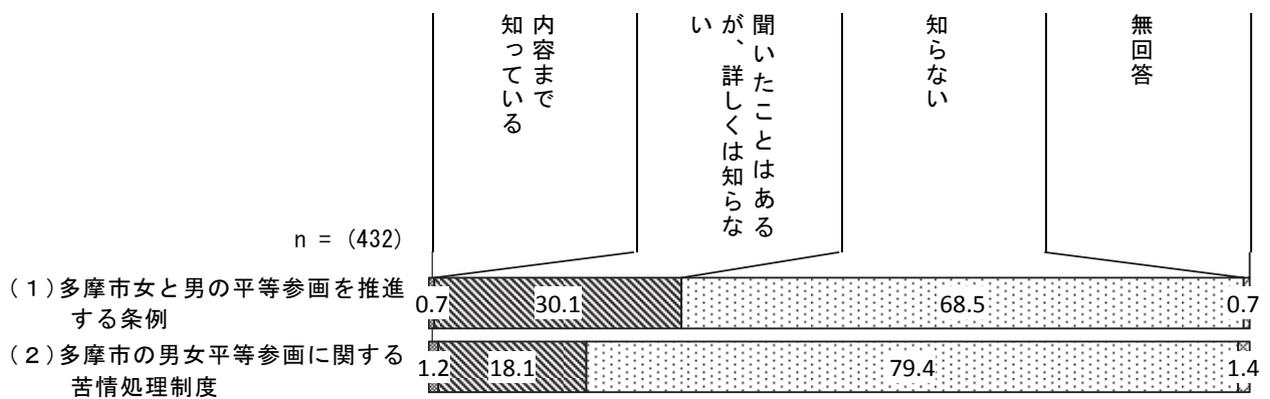
**条例や制度の周知とTAMA女性センターに求められる役割**

多摩市女と男の平等参画を推進する条例や条例に定める苦情処理制度が多くの市民には知られていない。

TAMA女性センターの役割として最も多い要望は、条例に定めのある女性の就労支援や環境整備、相談事業の充実となった。

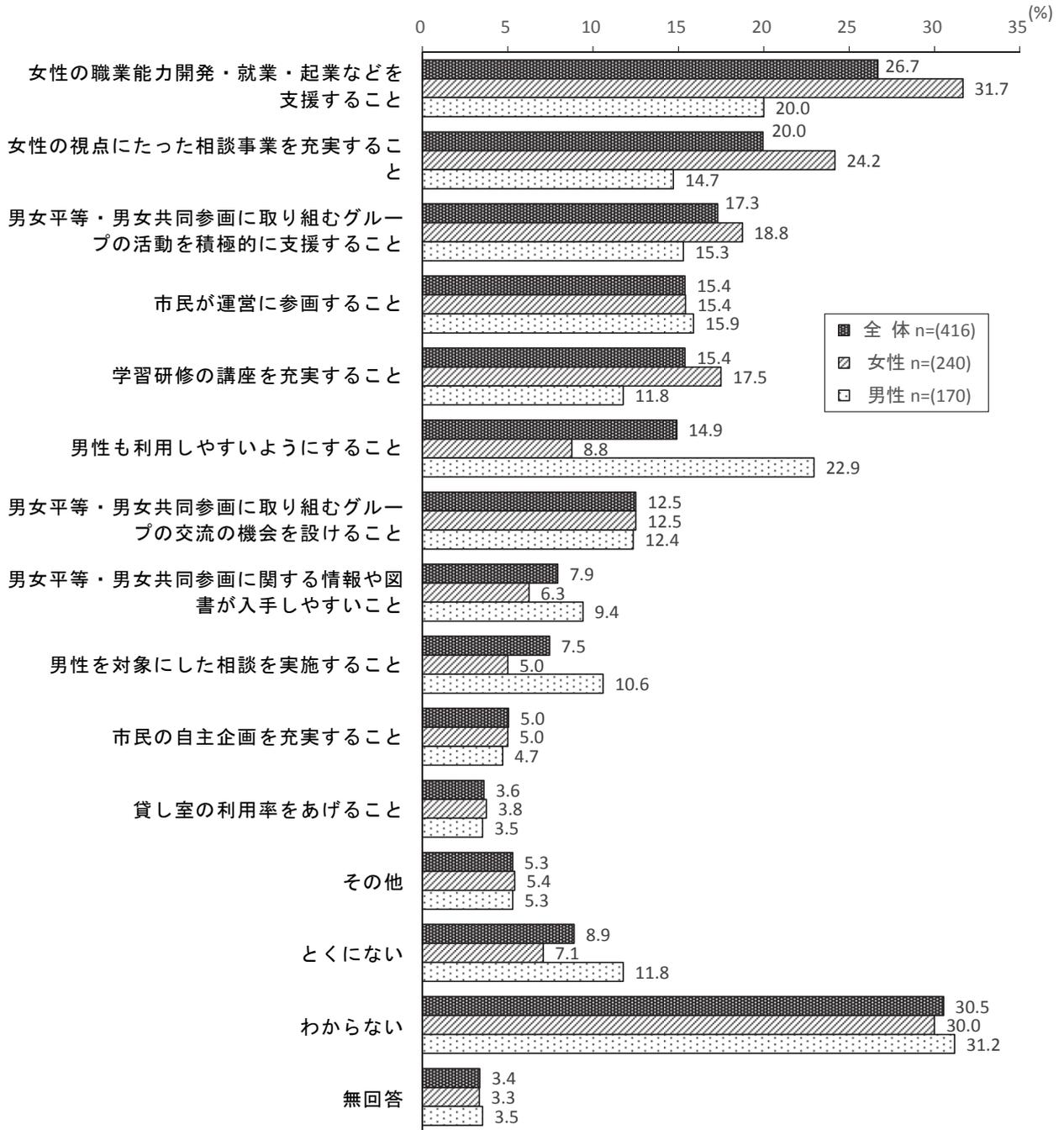
⇒ 条例に基づく様々な制度の周知や事業紹介、そして利用促進の取組みがTAMA女性センターに求められている。

図表19 男女平等参画に関する言葉の周知(多摩市)



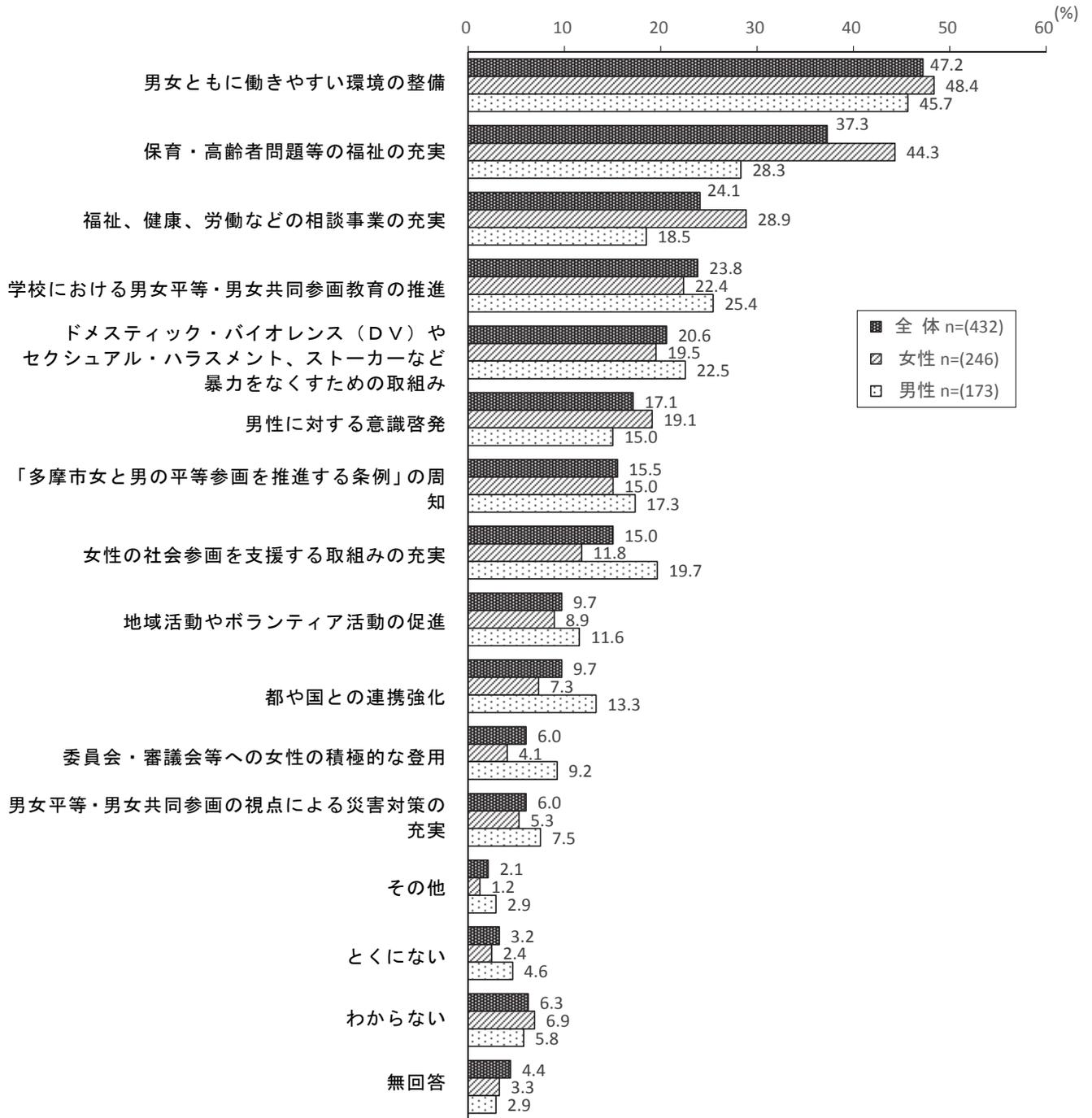
出典「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査 2015」

図表20 TAMA女性センターへの施設運営上の要望事項(多摩市)



出典「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査 2015」

図表21 男女平等・男女共同参画において多摩市が推進する施策の力点(多摩市)

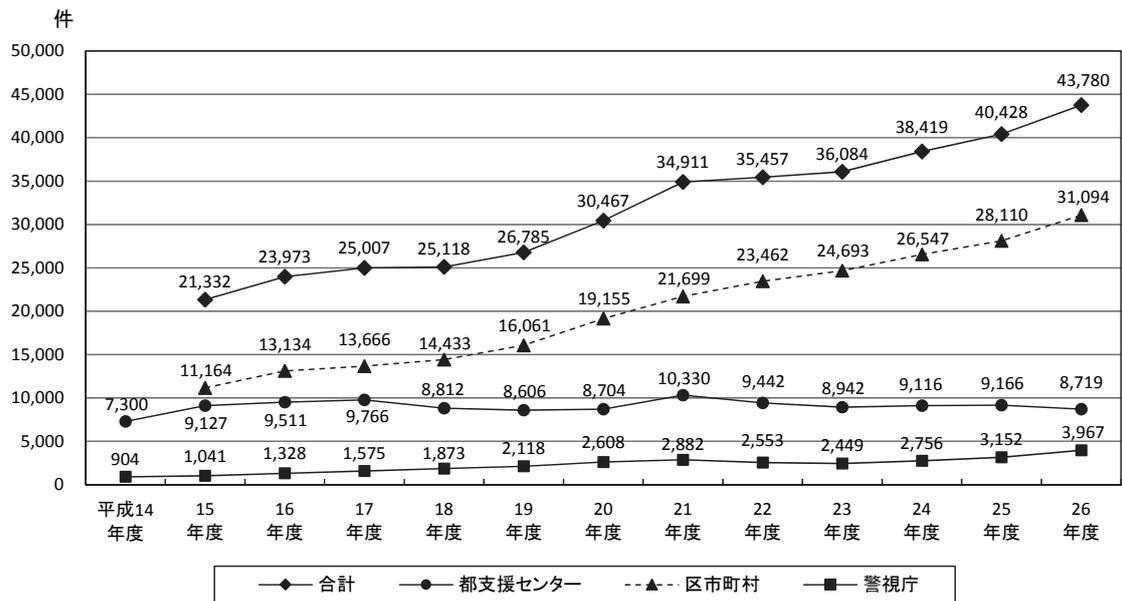


出典「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査 2015」

### 女性に対するあらゆる暴力の根絶

都内区市町村への配偶者暴力の相談件数は年々増加。  
 大声でどなる、無視するなど精神的な暴力の割合が高い。  
 ⇒ 配偶者暴力の相談件数が年々増加傾向にあり、相談体制と支援の充実が必要。

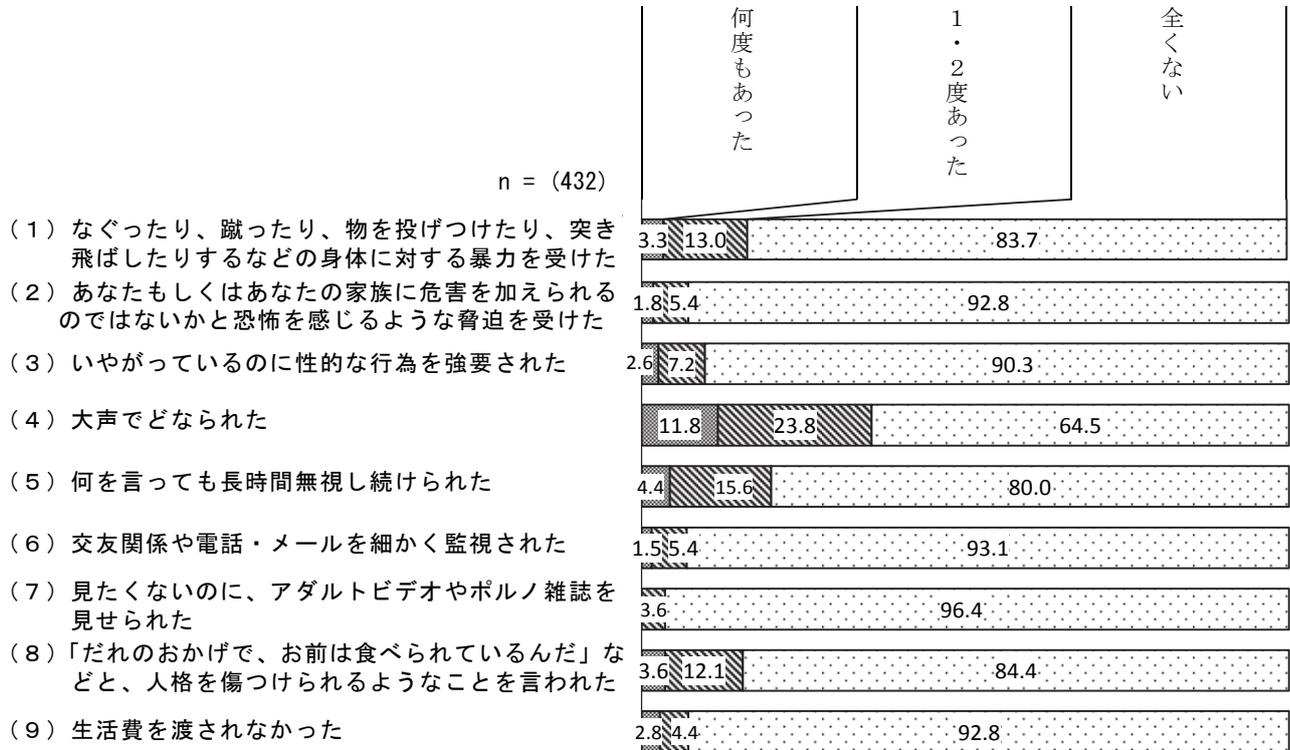
図表22 都内相談件数の推移  
 (東京都配偶者暴力相談支援センター・区市町村・警視庁)



注1：東京都配偶者暴力相談支援センターとして指定されたのは平成14年4月1日からである。  
 注2：相談件数には、被害者本人以外からの相談も含む。  
 注3：都支援センターの相談件数は、東京ウィメンズプラザ及び東京都女性相談センターの相談件数の合計

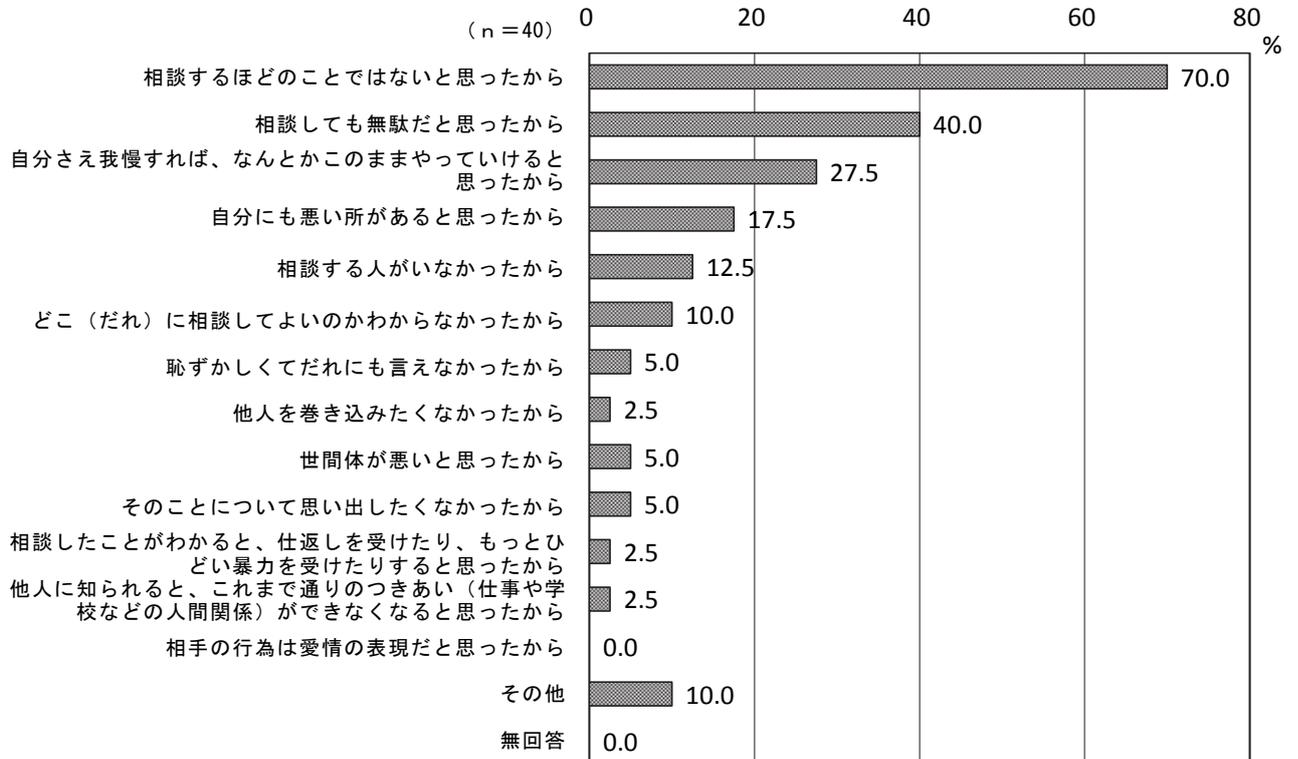
出典 東京都生活文化局

図表23 暴力(DVなど)を受けた経験(多摩市)



出典「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査 2015」

図表24 女性が暴力を受けたとき相談しなかった(できなかった)理由 (多摩市)



出典「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査 2015」

---

# I 計画の基本的な考え方



## 1 計画の基本理念

日本国憲法は、基本的人権の尊重を基本理念とし、男女差別をはじめとする一切の差別を禁止するとともに、すべての国民に対して法の下での平等と個人としての尊厳を、侵すことのできない永久の権利として保障しています。この理念は、世界人権宣言（1948年）や女性差別撤廃条約などにも共通する理念です。

一方、「男性は仕事、女性は家庭」といった、固定的な性別役割分担意識は、人々の意識や社会の仕組みに深く浸透して、家庭や学校、職場、地域社会など様々な場における女性の経済的自立や参画、また男性の生活的自立を妨げてきました。

本計画は、こうした固定的な性別役割分担意識の解消をめざし、「男女平等と自立に支えられた男女共同参画社会の実現」を基本理念に、様々な取組みを推進します。

## 2 計画の性格

- (1) 本計画は、「男女平等と自立に支えられた男女共同参画社会の実現」を基本理念に、多摩市女と男の平等参画を推進する条例第9条に基づく計画です。
- (2) 本計画は、「第五次多摩市総合計画第2期基本計画」の個別計画として位置づけられます。
- (3) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」および「DV防止法」を踏まえた計画として策定しています。特に、平成20（2008）年のDV防止法改正の主旨を踏まえ、本計画中の「基本目標3 女性の人権尊重と人権擁護のしくみづくり」における「課題1 女性の人権の尊重」および「課題2 女性に対する暴力の根絶と人権擁護のしくみづくり」を、DV防止法に基づく本市の基本計画として位置づけます。

- (4) 本計画は、平成23(2011)年～平成32(2020)年の計画期間のうち、平成28(2016)年から進める後期期間の計画として位置づけます。
- (5) 本計画の中間見直しにあたっては、毎年実施している「多摩市女と男がともに生きる行動計画の進捗状況評価」と、中間見直しにあたって実施した「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査」などを基礎資料として、市民と学識者で構成する「多摩市男女平等参画推進審議会」で検討が進められました。

### 3 計画の基本目標

本計画は計画期間を10年間と定め、計画の大綱である基本目標を6つ掲げています。

#### 1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

政策や方針を決定する場に男女がバランスよく参画していることが、男女平等・男女共同参画社会を実現するための必須要件であることから、本計画の最も重要な目標として市政運営や地域活動における方針決定過程への男女共同参画を推進します。

#### 2 男女平等・男女共同参画意識の啓発と教育・学習

「男だから、女だから」「男性は仕事、女性は家庭」といった、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、市民一人ひとり、また、次世代を担う子どもたちに広げていきます。

#### 3 女性の人権尊重と人権擁護のしくみづくり

性の違いによらない人権の尊重、また、ドメスティック・バイオレンス(DV)、性暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント<sup>注</sup>など、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組みを推進します。

注 一連の用語の意味等については44ページの脚注および本文を参照してください。

#### 4 女と男がともに働きやすく生活しやすい環境づくり

5年後、10年後の社会や地域を展望すると「ワーク・ライフ・バランス」が重要なキーワードになると考えられます。男女ともに働きやすく生活しやすい活力ある社会や地域の形成に向け、企業への働きかけ等も含めて取組みを推進します。

#### 5 特に困難な状況にある人々への支援

仕事の中断や非正規雇用等の背景から特に母子世帯や高齢単身女性の貧困問題が深刻化しています。一方、男性の場合、高齢化等に伴い男性自身が家事や介護問題に直面し孤立するなど社会問題化しています。国や東京都とも連携を図りながら、こうした性別役割分担意識に起因して特に困難な状況にある人々への支援を図ります。

#### 6 男女平等・男女共同参画の実現に向けた総合的な推進

本計画が実効性のあるものになるよう、成果測定指標や目標管理事業を定めて進行管理を行いながら推進します。また、市行政はもとより、市民および関係機関等との協働、連携を促進し、市全体で総合的に取組みを推進します。

## 4 計画の中間見直しにあたっての重点課題

計画の中間見直しにあたって「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査」を実施し、市民と学識者で構成する「多摩市男女平等参画推進審議会」で検討が進められました。5年前の計画策定時以降、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」の施行、DV防止法の改正、女性活躍推進法の制定などがあり、調査からも、変容しつつある家族構成

や意識の変化が見られます。このような状況に迅速に対応するため、本計画期間の後期5年において重点的に取り組むべき課題を以下の3点としました。

- ◆ **ワーク・ライフ・バランスの推進と女性の就職・再就職支援**

「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を基底とした社会構造や意識が、女性だけではなく男性にとっても大きな負荷になっていること等を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスを基準に、就労に際して女性を取り巻く様々な課題の解決に向けた取組みを推進します。

- ◆ **多摩市女と男の平等参画を推進する条例の周知と活用**

平成26年に施行された同条例の特徴でもある、男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくり、人の恋愛感情等がいずれの性別に向かうかの指向（性的指向）や自分がどの性別であるかの認識（性自認）による差別の禁止、苦情処理制度の周知を積極的に図り条例を活用した計画の実現に取り組めます。

- ◆ **女性に対するあらゆる暴力の根絶**

女性に対するあらゆる暴力（DV、デートDV、性暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント等）が重大な人権侵害であることが認知され顕在化してきました。こうした状況等を踏まえ、本計画は、DV防止法に基づく市の基本計画を含めた計画と位置づけて取組みを推進します。

---

# Ⅱ 計画の枠組み

Ⅱ 計画の枠組み





## 1 計画の対象

本計画は、多摩市に住み、学び、働き、活動するすべての市民を対象とし、市民が主体的に参画することで実現する多摩市行動計画です。

## 2 計画期間

本計画の計画期間は平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までの5年間とします。

## 3 施策、事業の目標管理

### 1 成果測定指標

計画の課題ごとに、計画期間の中間年度（平成27年度）と最終年度（平成32年度）における成果測定のめやすとなる「成果測定指標」を定めて取組みを推進します。

### 2 目標管理事業

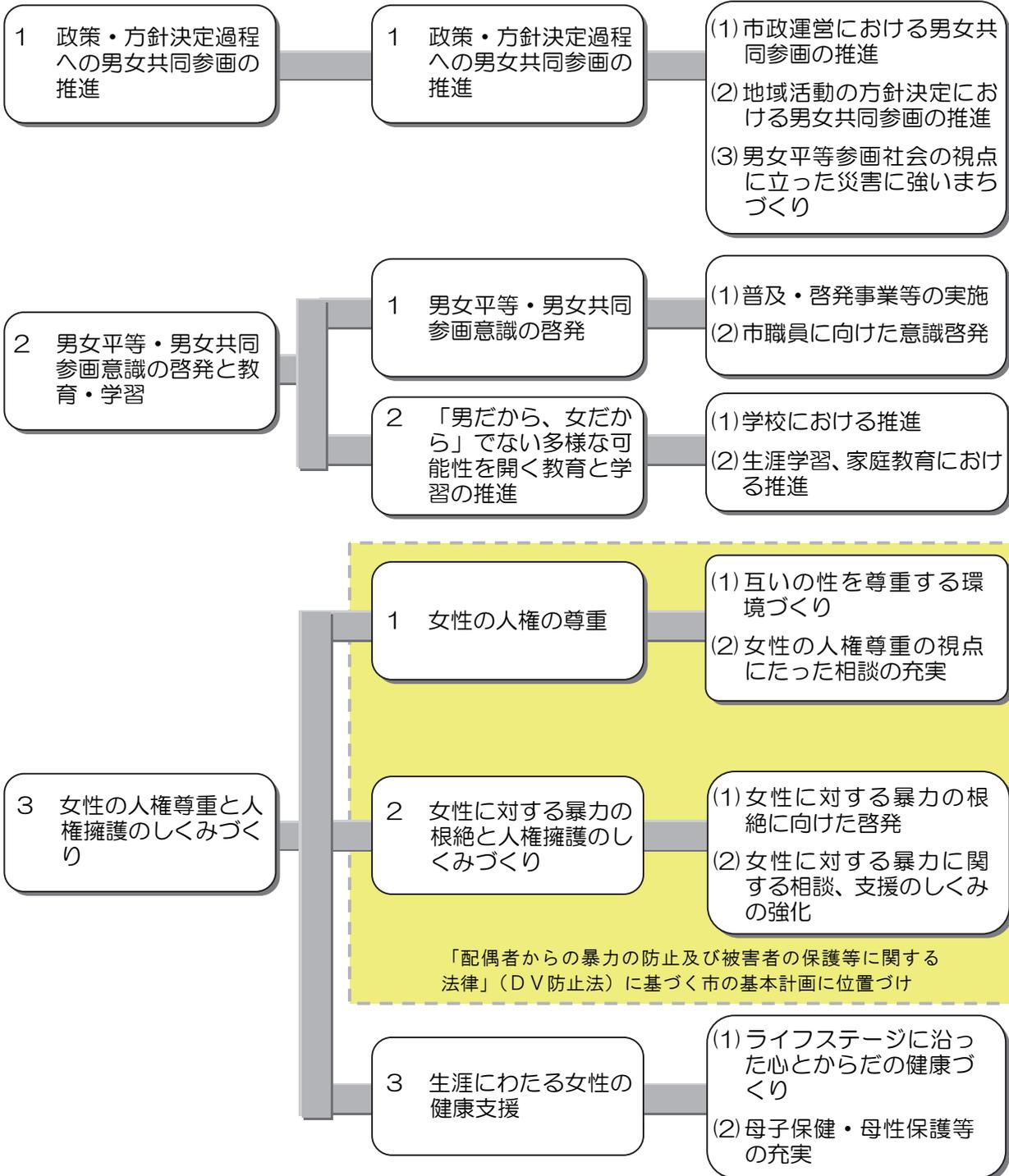
102事業のうち施策全体を評価するうえで、成果測定指標とは別に計画の体系にある「課題」ごとに注視すべき取組みを「目標管理事業」と位置づけ、5年後の平成32年度までの目標管理を行いながら推進します。目標管理事業の内容は巻末に一覧表で掲載しています。（77、78ページに掲載）

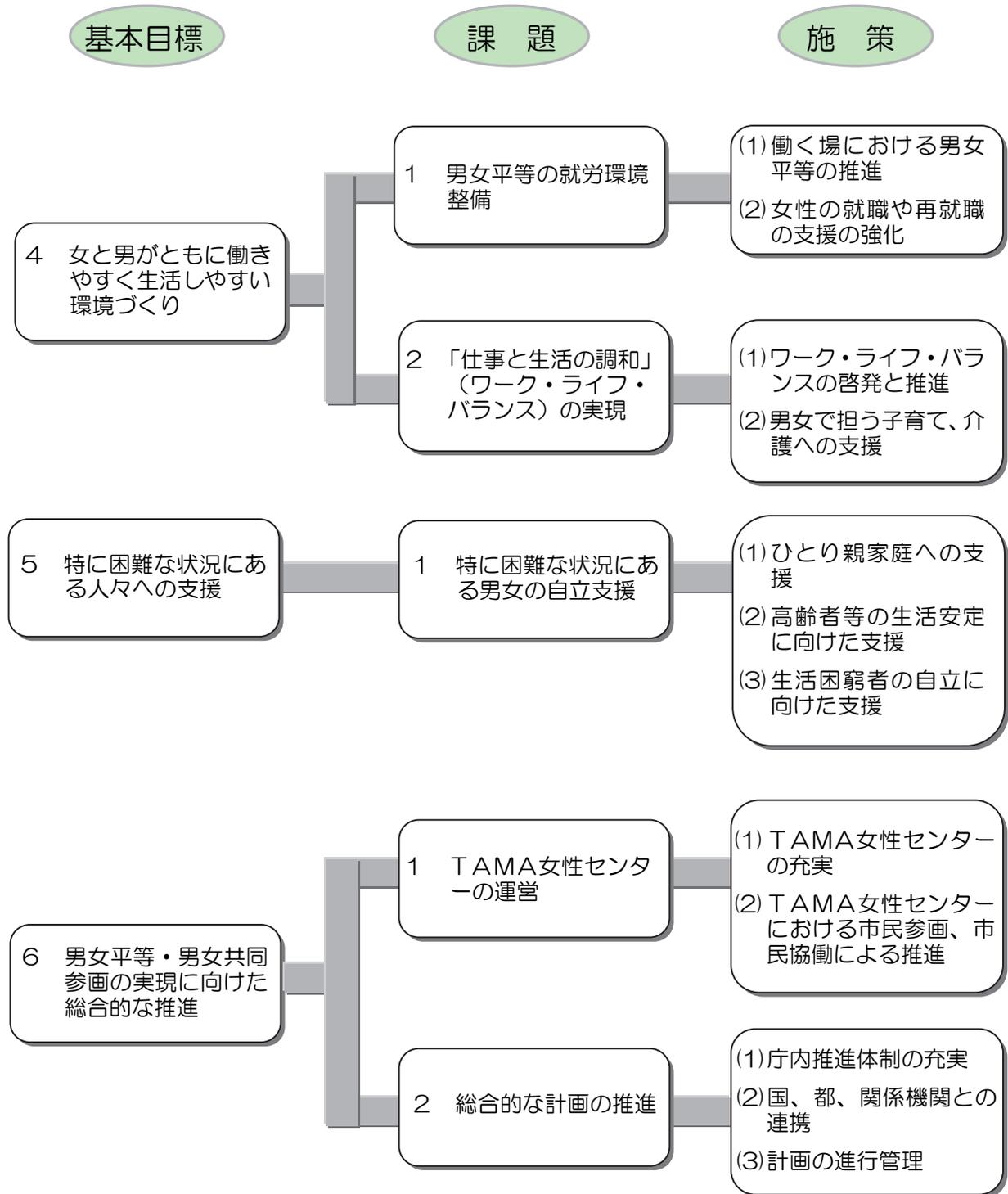
# 4 計画の体系

## 基本目標

## 課題

## 施策



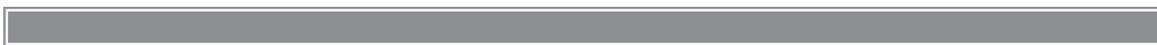




---

# Ⅲ 計画の内容

Ⅲ 計画の内容





基本  
目標

1

政策・方針決定過程  
への男女共同参画の  
推進

政策や方針を決定する場に男女がバランスよく参画していることが、男女平等・男女共同参画社会を実現するための必須要件であり、また人口の半分を占める女性市民の意見を適切に反映できる意思決定システムとなっていることが市民自治の基本であるといっても過言ではありません。従って、本基本目標を計画の最も重要な目標として取組みを推進します。

## 現状と課題

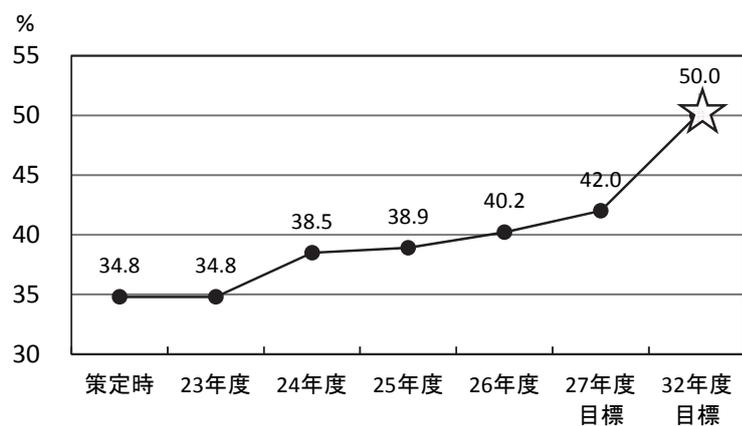
市の委員会や審議会における女性委員の比率目標を平成27（2015）年度に42%と定め着実に推進してきましたが、女性委員が一人もない委員会等がまだ存在します。こうした背景の1つに、法律等で委員が職指定（「市長」「所長」など委員が職で指定されていること）となっており、結果的にすべての委員が男性である、といった場合があります。その職が男性に偏っている現状自体に問題意識を持ち、女性の意見をバランスよく反映するための工夫や働きかけを行うことが課題です。また、男性委員の割合が大変低い委員会等もあり、委員の男女バランスに配慮しながら、市の政策・方針決定過程への男女共同参画をさらに進めていく必要があります。

市が実施した「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査2015」では、男女の地位の平等感について様々な場面で「男性が優遇されている<sup>注</sup>」と回答しています。

市政運営において、また、地域の様々な活動の場面等においても、方針や意思決定の場に女性の参画と男女のバランスの配慮を図っていくことが課題です。

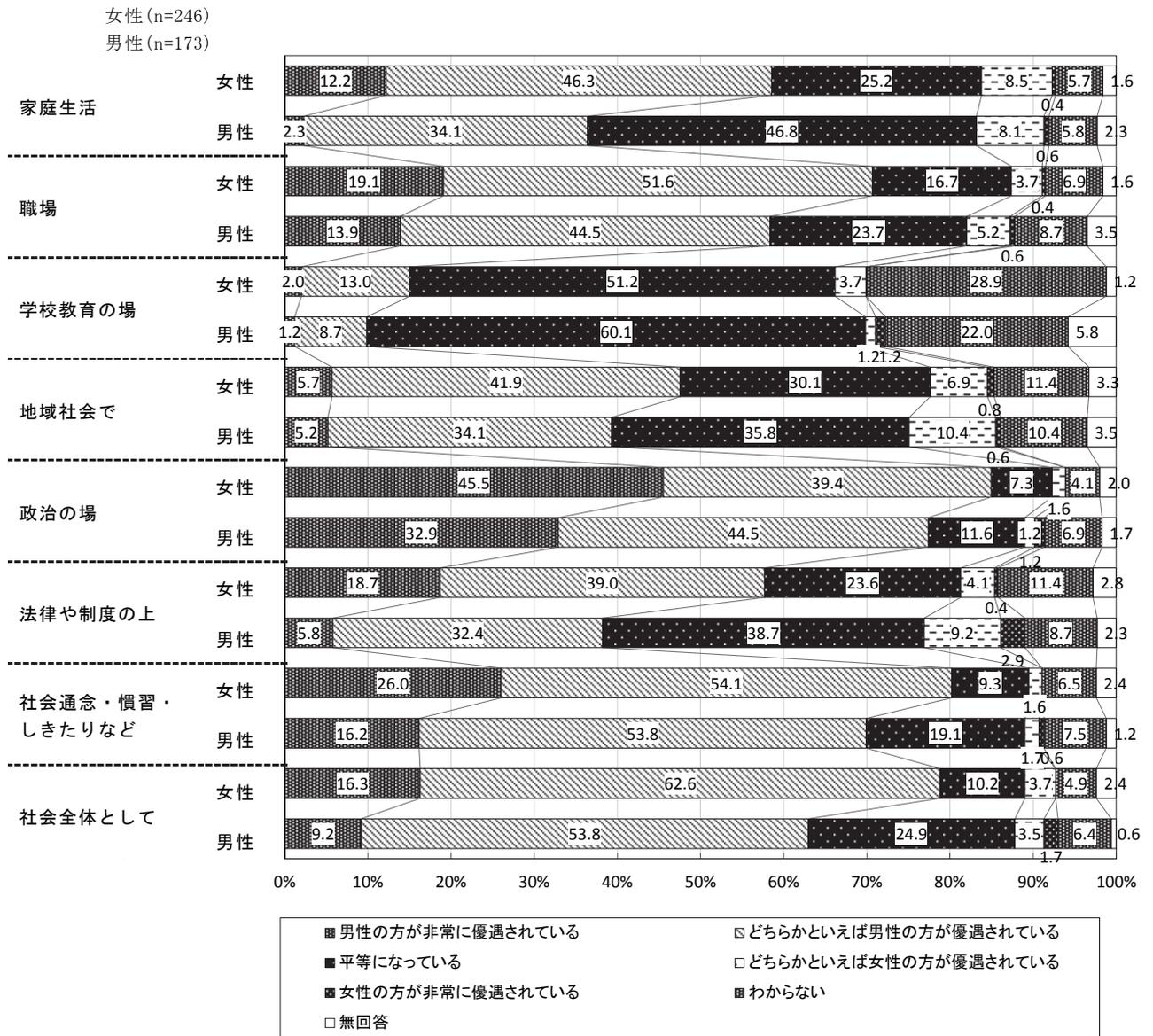
注 「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の回答の合計

図表25 市の委員会・審議会における女性委員比率(多摩市)



出典 多摩市

図表26 男女の地位の平等感(多摩市)



出典「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査2015」

## 課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

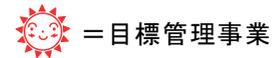
「多摩市自治基本条例」では、規則で、市の委員会や審議会等の男女比率各々4割以上の目標を定めています。本計画では、特に女性委員についてこれを上回る比率を目標とし、さらに女性又は男性委員が一人もない委員会等をなくすことをめざします。また市政運営を担う市職員の男女構成について、係長や管理職など指導的地位における女性職員の参画を促進します。

また、女性の地域リーダー養成や、地域の計画づくりにおける女性の参画など、地域における方針・決定の場への女性の参画を促進します。

### 【成果測定指標】

指標の内容	近況値・現状	27年度 目標値	32年度 目標値
①市の委員会・審議会における女性委員の比率 (事業01)	40.2% (26年度)	42.0% <sup>注</sup>	50.0%
②女性、男性が一人もない市の委員会、審議会の数(事業01)	女性がいない 4 男性がいない 0 (26年度)	0 <sup>注</sup>	0

注 26年度末を想定



**施策（１） 市政運営における男女共同参画の推進**

	事業	事業の説明	主な担当課	備考
01	市の委員会、審議会における男女共同参画の推進	市政運営に市民の男女双方の視点を活かすために、市の委員会・審議会における男女共同参画を推進します。	全庁	
02	市女性職員の管理・指導的立場への参画の促進	市政運営を担う市職員において、管理職等の指導的立場への女性の参画を促進します。	人事	
03	市女性職員の能力発揮等に向けた環境整備	市女性職員の能力発揮や男女共同参画の視点に立った市政運営に向け相談や情報交換の場の設置、職務分担の配慮、ロールモデル（活動事例）紹介等の環境整備を図ります。	人事 女性センター	

**施策（２） 地域活動の方針決定における男女共同参画の推進**

	事業	事業の説明	主な担当課	備考
04	地域活動における女性リーダーの養成	地域活動における方針決定過程への女性の参画を進めるため、地域活動での女性リーダーの養成を図ります。	女性センター 公民館 関係課	

**施策（３） 男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくり**

	事業	事業の説明	主な担当課	備考
05	男女平等参画社会の視点に立った災害対策	災害対策に向けた計画策定や、避難所運営の方針決定過程に女性が参画し、男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりに努めます。	防災安全 関係課	

基本  
目標  
2

男女平等・男女共同参画  
意識の啓発と教育・学習

男女平等・男女共同参画社会を実現していくためには、「男だから、女だから」、あるいは「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれない意識を地域や社会に広げていく必要があります。

市民一人ひとり、また、次世代の社会を担う子どもたちに、こうした意識を広げていく取組みを推進します。

## 現状と課題

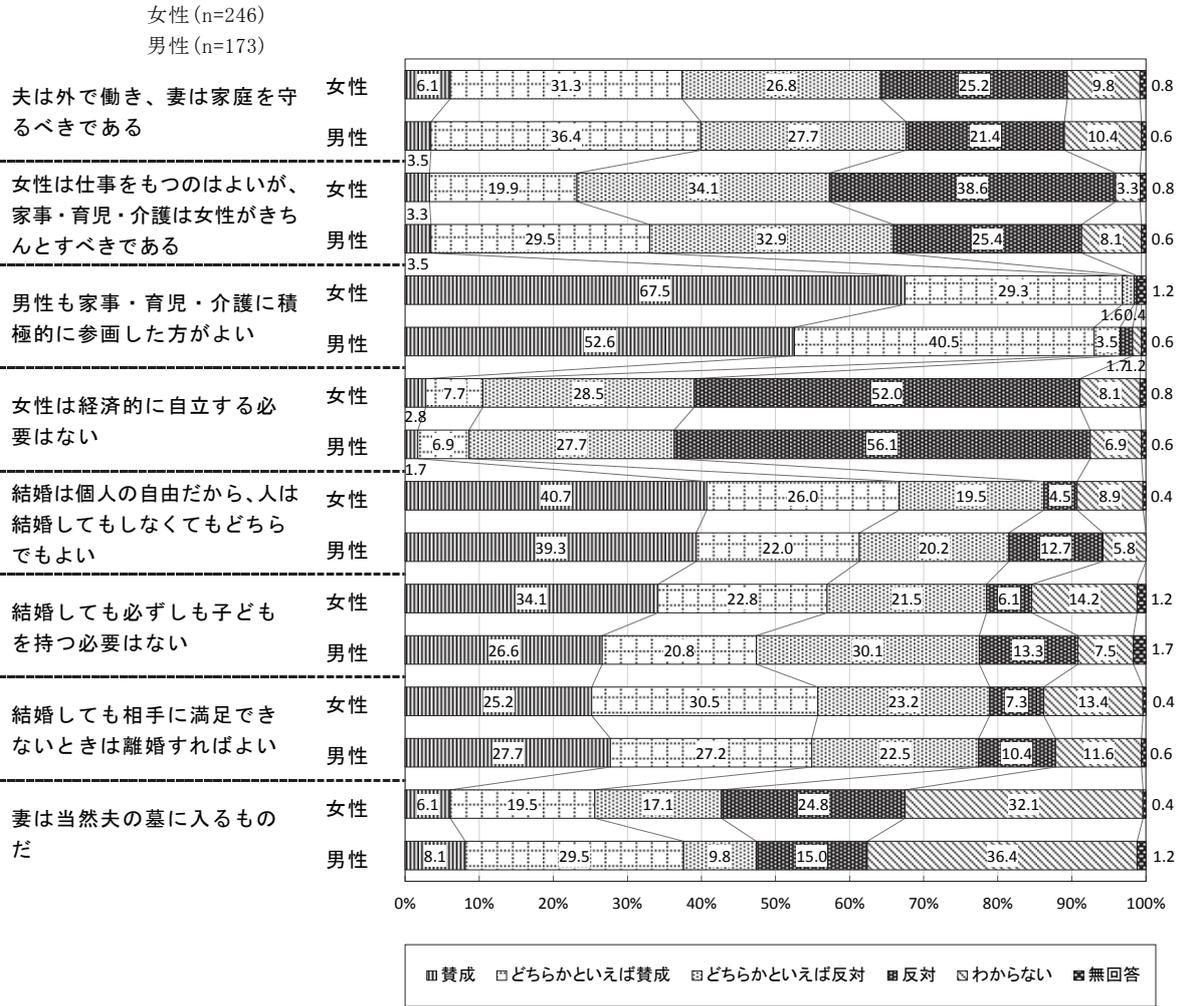
市が実施した「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査2015」の回答では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった性別による役割分担の考え方に「賛成」「どちらかといえば賛成」とする賛成派より「反対」「どちらかといえば反対」とする反対派の方が多くなっています。「男性も家事・育児・介護に積極的に参画したほうがよい」では、男女とも約9割が賛成派となっています。一方、「子どもにどのように育てほしいか」では、男の子と女の子で役割分担を期待する傾向が男女ともに見受けられます（図表27、29）。

また、同じ調査で、男女の地位の平等感の回答では、男性が優遇されているとする「男性優遇派」が全体で約7割に達しており、社会の様々な場面で男女の地位が平等でないと感じる回答が多くなっています（図表28）。

こうした傾向は5年前、10年前の調査と比較してもあまり変化がありません。現実の生活では男性が家事・育児・介護に参画することが望ましいとし、男女の不平等があると感じつつも、一方では性別役割を期待する意識もあるという矛盾する状況が見受けられます。家族や世帯の状況が大きく変化しつつある現実に対し、固定的な性別役割分担意識は、人々の意識や社会の仕組みに深く入り込んで変革していくのは容易ではないことがうかがえます。

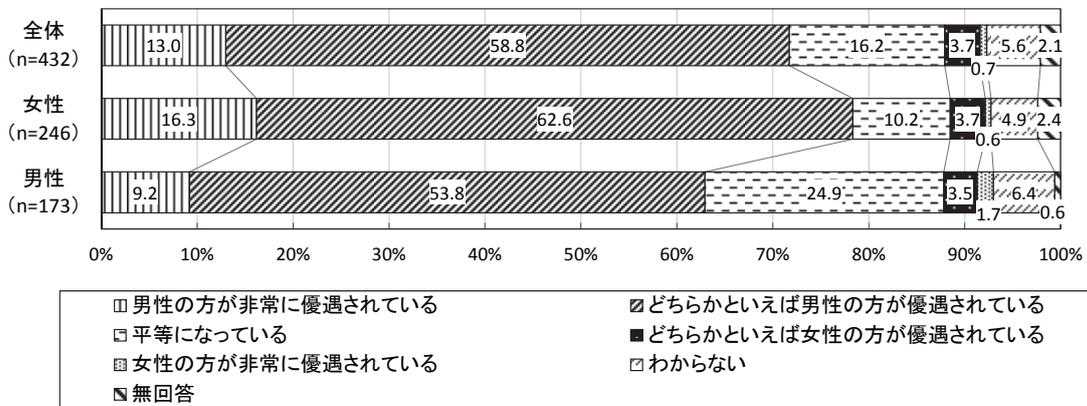
特に次世代に向け、男女平等・男女共同参画意識をどれだけ浸透させることができるかが、5年後、10年後の社会のあり方に大きく影響します。粘り強い普及啓発や教育を通じて、男女平等・男女共同参画意識の醸成を図ることが重要な課題です。

図表27 性別役割分担意識(多摩市)



出典「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査2015」

図表28 男女の地位の平等感のうち「社会全体として」(多摩市)



出典「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査2015」

図表29 子どもにどのように育ってほしいか(多摩市)

<女の子> 性別・上位5位まで

女性の回答		男性の回答	
1位	思いやりのある人	1位	思いやりのある人
2位	素直な人	2位	素直な人
3位	責任感のある人	3位	責任感のある人
4位	知性豊かな人	4位	知性豊かな人
5位	独立心のある人	5位	独立心のある人

<男の子> 性別・上位5位まで

女性の回答		男性の回答	
1位	思いやりのある人	1位	思いやりのある人
2位	独立心のある人	2位	独立心のある人
3位	自分の思ったことをやり遂げる人	3位	自分の思ったことをやり遂げる人
4位	言葉づかいや礼儀作法がいい人	4位	責任感のある人
5位	責任感のある人	5位	素直な人

出典 「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査 2015」



## 課題1 男女平等・男女共同参画意識の啓発

市民一人ひとりに、男女平等・男女共同参画意識を広げていくための普及啓発を推進します。また、市の様々な施策を通じて、市民生活に大きな影響をおよぼす立場にある市職員を対象に、男女平等・男女共同参画意識の浸透を図ります。

### 【成果測定指標】

指標の内容	近況値・現状	27年度 目標値	32年度 目標値
③女性センターが実施する各種講座の参加率 (事業06) <sup>注1</sup>	68.3% (26年度)	80.0%	90.0%
④市民意識・実態調査での男女の地位の平等感 <sup>注2</sup>	16.2% (27年度)	25.0%	↗

注1 参加率＝講座参加者数合計/講座定員合計

注2 市民意識・実態調査における数値を使用して5年ごとに管理。全体として平等と感じている割合。

**施策（１） 普及・啓発事業等の実施**

	事業	事業の説明	主な担当課	備考
06	男女平等・男女共同参画を推進する事業の実施	市の様々な部署を通じて女性活躍推進法に基づく、職業生活と家庭生活の両立や女性の活躍推進に向けた事業を実施します。	女性センター 関係課	
07	情報誌やインターネットなど多様な手法による関連情報の提供	情報誌「たまの女性」やインターネットなど、多様な手法を用いて関連情報を提供します。	女性センター	
08	図書資料を通じた普及啓発と情報提供	男女平等・男女共同参画に関する関連図書資料の充実のほか、図書館と女性センターが連携した取組みを進めます。	女性センター 図書館	
09	市の広報や刊行物、パンフレットの表現等における男女平等・男女共同参画への配慮	市の広報や各種印刷物等を作成する際には、男女平等・男女共同参画に配慮した表現（イラストも含む）に留意します。女性センターはこれを推進する仕組みづくりを検討します。	全庁 広報広聴 女性センター	
10	男性の男女平等・男女共同参画の推進	講座や電話相談等により、男性に向けた啓発事業等を実施します。	女性センター 関係課	

**施策（２） 市職員に向けた意識啓発**

	事業	事業の説明	主な担当課	備考
11	市職員向け男女平等・男女共同参画研修等の充実	市職員の意識啓発に向けた研修を充実します。	人事 女性センター	
12	市職員の参画による取組み推進	女性センターの取組みに市職員の参画を促進し意識啓発と実践を図ります。	女性センター	



## 課題2 「男だから、女だから」でない多様な可能性を開く教育と学習の推進

子どもたちは、一人ひとりが限らない将来の可能性に満ち、また、次代の地域や社会を形成する主役でもあります。「男だからこう、女だからこう」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な可能性を開く意識形成に向け、家庭、学校、地域での取組みを促進します。

### 【成果測定指標】

指標の内容	近況値・現状	27年度 目標値	32年度 目標値
⑤男女平等・男女共同参画に関する教職員研修の実施回数(事業13)	年2回 (26年度)	年1回	年1回 以上

 = 目標管理事業

### 施策(1) 学校における推進

	事業	事業の説明	主な担当課	備考
13	教職員への研修と意識啓発	教職員に向けた、男女平等・男女共同参画に関する研修や意識啓発を推進します。	女性センター 教育指導	
14	特に技術・家庭や体育における男女平等・男女共同参画の環境づくり	技術・家庭や体育の指導において、男女平等・男女共同参画に配慮した環境づくりを進めます。	教育指導	
15	取組みを推進するための啓発資料の活用・作成	児童・生徒向けのわかりやすい啓発資料を活用・作成して取組みを推進します。	女性センター 教育指導	
16	特に男性の保護者等が学校活動に参加・参画する機会の拡充と働きかけ	保護者参観やPTA活動などを通じ、特に男性の保護者が学校活動に参加・参画する機会の拡充や働きかけを進めます。	教育振興 公民館 教育指導	
17	固定的な性別役割分担意識にとらわれることのない教育活動の充実	固定的な性別役割分担意識にとらわれず個性と能力を伸ばせるような教育と社会的な障壁を乗り越えてチャレンジするキャリア教育、進路指導を進めます。	教育指導	

**施策（２） 生涯学習、家庭教育における推進**

	事業	事業の説明	主な担当課	備考
18	男女平等・男女共同参画の視点に配慮した講座などの実施	すべての生涯学習・家庭教育において、男女平等・男女共同参画の視点に配慮した事業を実施します。	女性センター 文化スポーツ 公民館	
19	女性センターとの連携	生涯学習、家庭教育において、女性センターと連携した事業を推進します。	女性センター 文化スポーツ 公民館	

基本  
目標

3

女性の権利尊重と  
女性の権利擁護のしくみ  
づくり

平成13（2001）年（平成26（2014）年一部改正）のDV防止法（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」）の制定を契機に、女性に対する暴力が、配偶者や恋人同士など単に当事者間の個人的な問題ではなく、重大な人権侵害であることが社会的に認知され、顕在化するようになってきました。平成20（2008）年施行の改正DV防止法で市町村の計画策定が努力義務となったこと等を踏まえ、本計画では、特に本基本目標の取組み（課題1と課題2）を、DV防止法に基づく市の基本計画として位置づけます。さらに、DV（ドメスティック・バイオレンス）と併せて、性暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント<sup>注</sup>など、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組みを推進します。また、性と生殖に関わる権利と健康（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の観点から、生涯にわたる女性の健康を支援します。

注 一連の用語の意味等については44ページの脚注および本文を参照してください。

## 現状と課題

配偶者や恋人など、親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力を、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」）と言います。「DV防止法」が平成13（2001）年に施行され、「DV」の言葉の認知は一定程度進みましたが、DVへの正しい理解や、被害者保護の仕組みづくり、被害者の自立支援に向けた取組みはまだこれからという状況です。

市が実施した「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査2015」では、様々な形による暴力（DVなど）が確認されました（図表30）。

暴力を受けたとき相談できなかった理由のうち、「相談するほどのことではないと思ったから」が7割あり、「相談しても無駄」「自分さえ我慢すれば」も依然として多くなっています（再掲図表24）。

DV防止と併せて、性暴力<sup>注1</sup>、ストーカー<sup>注2</sup>、セクシュアル・ハラスメント<sup>注3</sup>など女性に対するあらゆる暴力を根絶することが急務です。特に、性に関する情報が氾濫する中では、幼少期からの適切な時期に成長に合わせた情報提供や教育、暴力を容認しない風土づくりが重要な課題です。

### ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）とは？

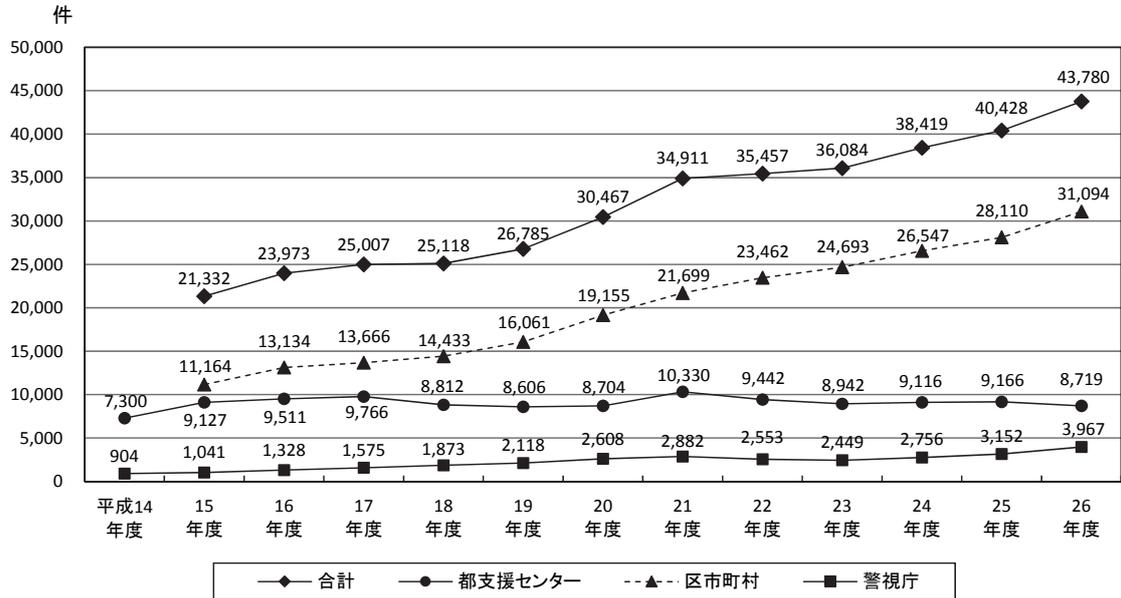
「DV」と略されることが多く「配偶者や恋人などの親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力」という意味で使われます。本計画でも同様の意味合いで使用しています。直訳すると「家庭内の暴力」となり家庭内で生じる様々な暴力も含める場合もあります。

注1 性暴力＝望まない性行為等を暴力や脅迫等で強制すること

注2 ストーカー＝特定の相手に執拗につきまとう行為

注3 セクシュアル・ハラスメント＝性的いやがらせ

再掲 図表22 都内相談件数の推移  
(東京都配偶者暴力相談支援センター・区市町村・警視庁)

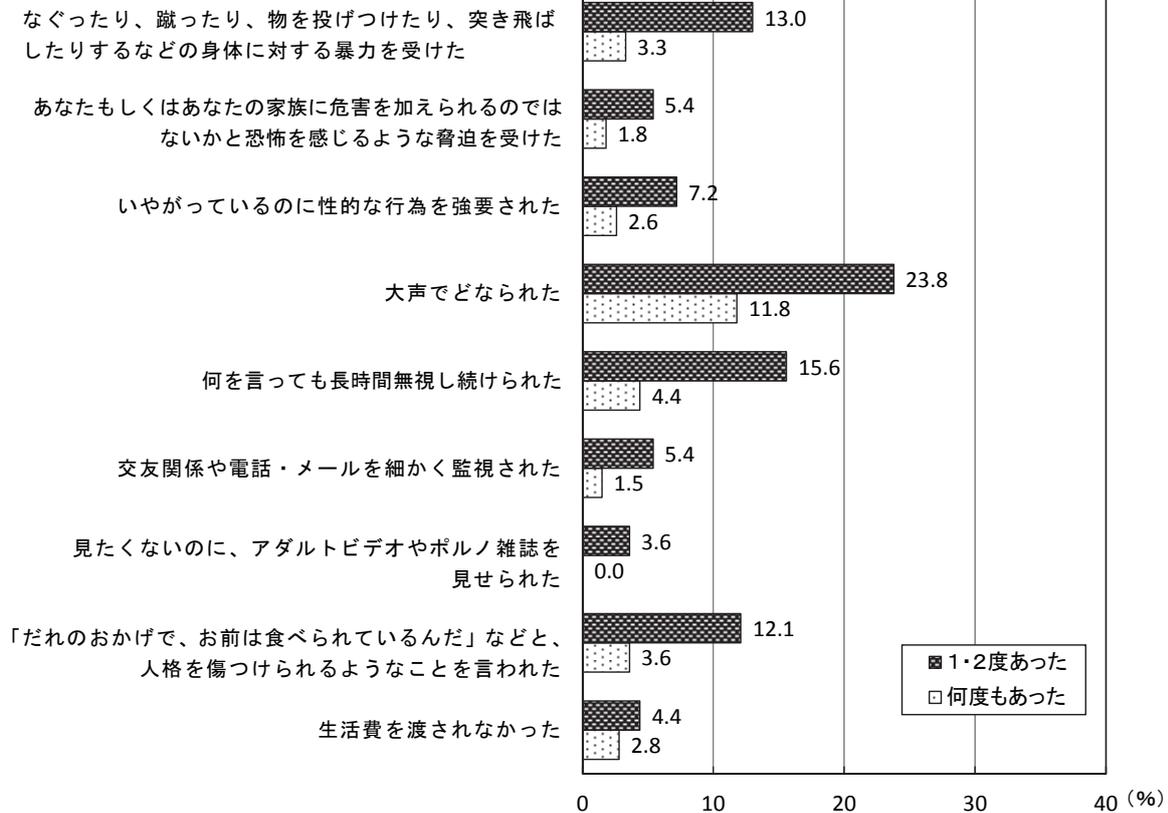


注1：東京都配偶者暴力相談支援センターとして指定されたのは平成14年4月1日からである。  
 注2：相談件数には、被害者本人以外からの相談も含む。  
 注3：都支援センターの相談件数は、東京ウィメンズプラザ及び東京都女性相談センターの相談件数の合計

出典 東京都生活文化局

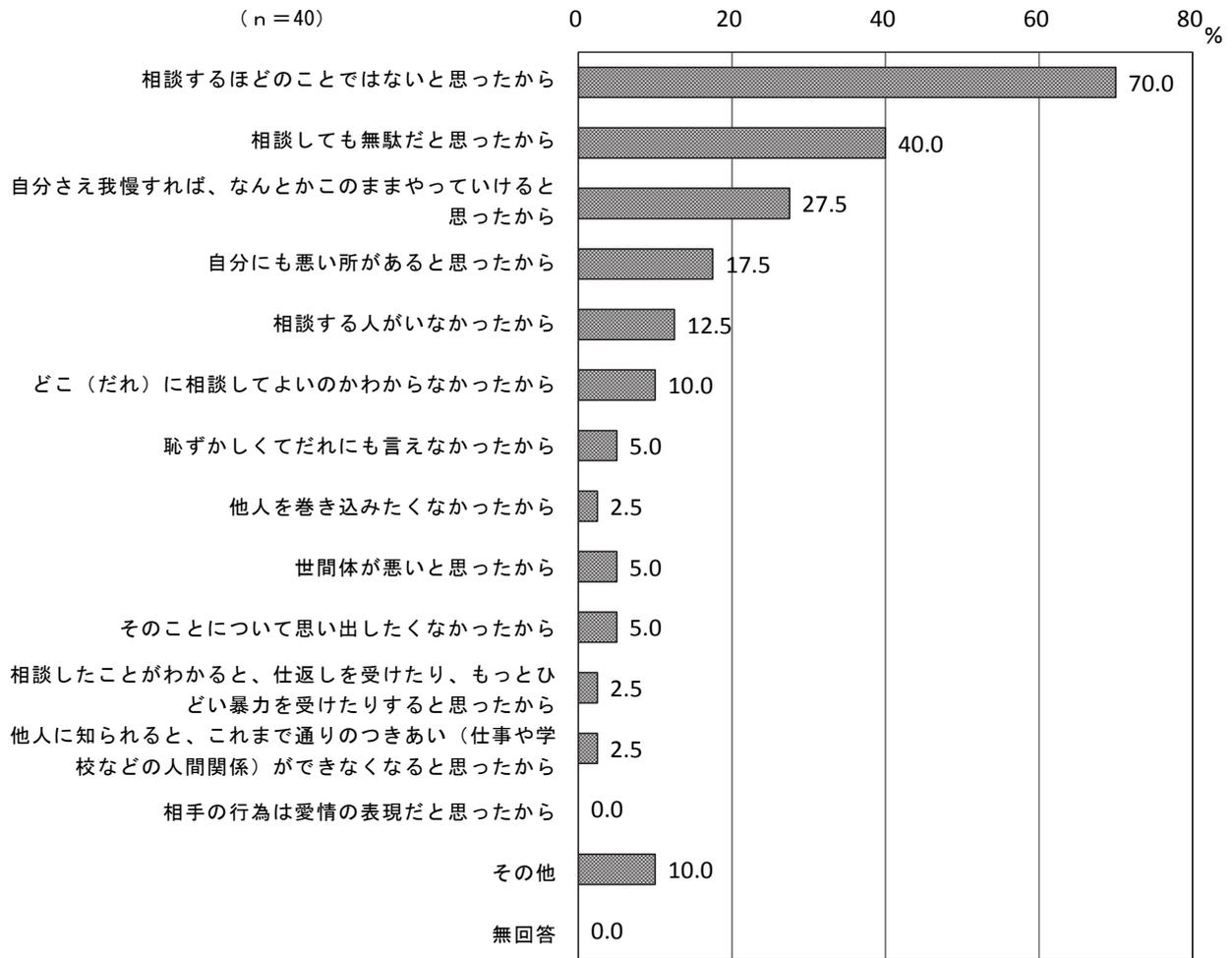
図表30 暴力を受けた経験 (多摩市)

(n=432)



出典「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査2015」

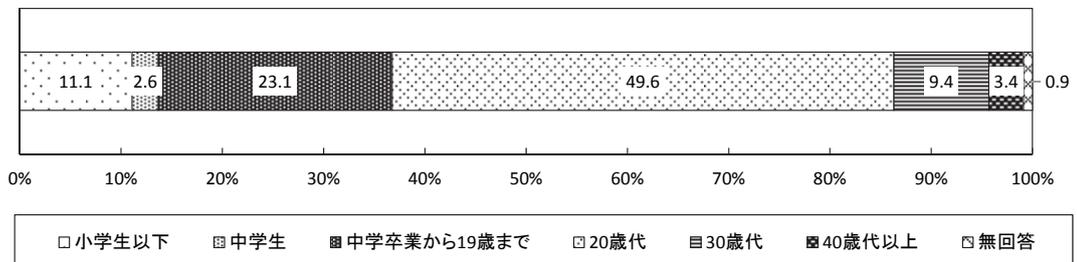
再掲 図表24 女性が暴力を受けたとき相談しなかった(できなかった)理由 (多摩市)



出典「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査2015」

図表31 性被害にあった時期(全国)

(n=117)



備考：1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成26年)より作成。  
 2. 「小学生以下」：「小学入学前」及び「小学生のとき」の合計。  
 3. 「40歳代以上」：「40歳代」及び「50歳代以上」の合計。

出典「平成27年版男女共同参画白書」内閣府



## 課題1 女性の人権の尊重

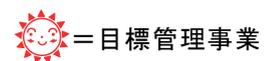
性による身体的な違いはあっても、その違いを認め、慈しむことが、互いの人権を尊重する原点となります。特に幼少期から思春期に至る中で、性に関する正しい知識と尊重しあう大切さを学ぶ機会の充実や、相談窓口等に関する情報提供の工夫を進めます。また、暴力を容認しない風土づくりに向けた啓発、自らの人権を護るための女性自身のエンパワメント<sup>注1</sup>への支援、女性の人権尊重の視点に立った相談の充実等を図ります。加えて、子どもへの性的な人権侵害の防止、性的指向・性自認を理由とする差別や偏見の解消に向けた啓発等を推進します。

注1 エンパワメント=力を身につけること。または力を身につけるための施策。権限を与えること。

### 【成果測定指標】

指標の内容	近況値・現状	27年度 目標値	32年度 目標値
⑥「女性を取り巻く悩みなんでも相談」面接相談の利用率 <sup>注</sup> と利用件数（事業31）	67.3% 延べ253件 （26年度）	80.0% 延べ317件	90.0% 延べ356件

注 利用率=利用件実績/利用可能件合計



### 施策（1） 互いの性を尊重する環境づくり

	事業	事業の説明	主な担当課	備考
20	家庭に向けた、性に関する知識や情報の啓発等	性の違いを尊重し、正しい知識を子どもの頃から身につけることができるよう、家庭に向けた啓発等を行います。	女性センター 教育振興 公民館	
21	体育・健康教育の推進	子どもの発達段階を踏まえた性に関する指導、関係機関と連携した薬物乱用防止に関する指導など、学校での計画的・組織的な指導の充実を図ります。	教育指導	

### Ⅲ 計画の内容

	事業	事業の説明	主な担当課	備考
22	小中学校の性に関する指導における教職員研修の推進	子どもの発達段階を踏まえた性に関する指導を行うにあたり、都の制度等も活用しながら、教職員の研修を推進します。	教育指導	
23	思春期の若者への普及啓発活動の推進	東京都等の関係機関と連携し、中・高校生など思春期の若者や保護者に向けてH I V、エイズ等の正しい理解と予防のためのパンフレット配布やピアエデュケーター <sup>注</sup> 等の普及啓発活動を推進します。	女性センター 関係課	
24	子どもの相談対応の充実	子どもの心とからだなどの悩みについて、子どもが相談しやすい相談対応を充実します。	子育て総合センター 教育指導	
25	関係機関との連携	東京都や関係機関等が実施している、子ども（思春期を含む）に向けた様々な相談窓口をPRします。	女性センター 関係課	
26	女性や子どもの人権侵害を防止するための啓発等	売買春、人身売買、児童ポルノ等、女性や子どもの重大な人権侵害をなくすための啓発等を行います。	女性センター	
27	女性や子どもの人権を侵害する図書・ビデオ等への配慮	人権を尊重する資料の収集を積極的に行うとともに、人権を侵害する資料が安易に児童青少年の目に触れぬように配慮します。	女性センター 児童青少年 図書館	
28	性的指向・性自認を理由とする差別や偏見の解消	性的指向・性自認を理由とする差別や偏見の解消など、多様な性と生の尊重に向けた啓発等を行います。	女性センター	

注 ピアエデュケーター＝同年代の仲間と一緒に専門のトレーニングを受けて活動をするボランティアのこと

**施策（２） 女性の人権尊重の視点にたった相談の充実**

	事業	事業の説明	主な担当課	備考
29	女性の心とからだの健康相談の充実	女性の心とからだの健康を守るための各種相談を充実します。	健康推進	
30	母子・女性相談の充実	経済、家族、健康、生活上の問題や悩みをもつ女性のために、母子・女性相談を充実します。	子育て支援	
31	女性センターにおける女性相談の充実	女性を取り巻く様々な悩みに対応する、女性センターの相談事業を充実します。	女性センター	
32	男性を対象とした相談事業の検討	固定的な性別役割分担意識による男性が抱える悩み等について相談事業を検討します。	女性センター	



## 課題2 女性に対する暴力の根絶と人権擁護のしくみづくり

特に若い世代も視野に入れ、女性に対するあらゆる暴力（DV、デートDV<sup>注</sup>、性暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント等）の根絶に向けた啓発を行うほか、相談の充実、被害者の早期発見や適切な保護、自立に向けた支援など、関係部署や関係機関の連携の仕組みを強化して取組みを推進します。

### 【成果測定指標】

指標の内容	近況値・現状	27年度目標値	32年度目標値
⑦女性に対する暴力の防止に関する講座実施回数(事業33)	年5回 (26年度)	年2回 以上	年2回 以上

 = 目標管理事業

### 施策（1） 女性に対する暴力の根絶に向けた啓発

	事業	事業の説明	主な担当課	備考
33	女性に対するあらゆる暴力の防止に関する情報提供・講座の充実	女性に対するあらゆる暴力（DV、デートDV、性暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント等）の根絶に向けた情報提供及び講座を充実します。	女性センター 関係課	
34	若者を対象とした、女性への暴力の未然防止の推進	中・高校生など思春期の若者やその保護者等を対象に、女性に対する暴力（デートDV等）に関する講座の実施やパンフレットの配布等を行い、女性への暴力の未然防止に努めます。	女性センター 関係課	
35	暴力発見時の通報についての周知	女性に対する暴力の早期発見に向け、暴力を受けている被害者を発見した場合の通報等についての周知を推進します。	女性センター 関係課	

注 デートDV＝配偶者への暴力（DV）に対し、恋人同士など親密な若い男女間で起こる女性への暴力に着目した造語

**施策（２） 女性に対する暴力に関する相談、支援のしくみの強化**

	事業	事業の説明	主な担当課	備考
36	相談窓口の充実	女性に対するあらゆる暴力の被害に迅速に対応するために、多様な相談体制を整備するよう相談窓口を充実します。	女性センター 関係課	
37	乳幼児健診、歯科健診等における家庭状況の把握	女性に対する暴力の早期発見に向けて、乳幼児健診、歯科健診等の機会を活用して相談を実施し、家庭状況等について把握します。	健康推進	
38	相談者の状況に応じた相談体制の充実	外国人、障がい者等の相談に対し適切な支援を行うため、外国語通訳や手話通訳の配慮などの体制を充実します。	女性センター 障害福祉	
39	被害者情報の管理の徹底	加害者をはじめ、被害者の不利益になる者への情報の流出を起こさないよう、管理・運用の徹底を図ります。	女性センター 関係課	
40	被害者支援に対応する相談員・関係職員等の情報共有と研修の実施	被害者の状況・立場の理解、適切・迅速な支援、二次被害を防ぐために、「多摩市DV防止被害者保護に関する連絡会」等を通して相談員や関係職員等の情報共有や研修を実施します。	女性センター	
41	被害者に対するカウンセリングや自立支援	被害者の心身の健康を回復するために、関係機関と連携し、カウンセリングや自助グループの紹介等を行います。	女性センター	
42	子どものケア体制の整備・連携	暴力を目撃した子どもに与える影響の大きさや子ども自身が暴力を受けている場合等を考慮し、関係課が連携し、子どものケア体制を整備します。	女性センター 子育て総合センター 健康推進 関係課	
43	加害者に対するカウンセリング実施団体との連携	暴力の抑止のために、加害者に対する更生プログラムやカウンセリングを行う団体と連携した取組みを検討します。	女性センター	
44	配偶者暴力相談支援センターの設置検討	法律の規定に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための業務等を行う「配偶者暴力相談支援センター」機能の設置について検討します。	女性センター	



### 課題3 生涯にわたる女性の健康支援

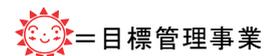
特に女性の人権を保護する観点から、女性の健康支援に向けた様々な取り組みを行います。性と生殖に関わる権利と健康（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の観点から、更年期など女性特有のニーズを踏まえた支援等のほか、産む性としての母性保護、産まない選択の保障にも配慮し、女性の視点に立って推進します。

#### 【成果測定指標】

指標の内容	近況値・現状	27年度 目標値	32年度 目標値
⑧女性特有のがん検診（乳がん、子宮がん）の受診率（事業47）	乳がん検診 17.3% 子宮がん検診 22.3% （26年度）	→	→
⑨乳児（3～4カ月児）健康診査受診率 <sup>注1</sup>	98.6%	97.7% <sup>注2</sup>	98.0%

注1 乳児健康診査を通じて育児や母性保護についての支援をおこなうことから指標として設定

注2 26年度末を想定



#### 施策（1） ライフステージに沿った心とからだの健康づくり

事業	事業の説明	主な担当課	備考
45 性と生殖に関わる権利と健康の啓発	性別にかかわらず性の自己決定に関する知識が得られるよう、情報提供や学習機会を広げます。	女性センター	
46 ライフステージに沿った健康診査・支援の充実	特に定期的な健康診査を受けにくい女性の受診を促進し、女性特有のニーズに配慮しながら、更年期等のライフステージに沿った疾病予防対策を実施します。	保険年金健康推進	
47 女性特有のがん検診等の充実	特に女性に多いがん（乳がん、子宮がん等）の早期発見のために、がん検診等を充実します。	健康推進	

施策（２） 母子保健・母性保護等の充実

	事業	事業の説明	主な担当課	備考
48	育児に役立つ情報の提供	妊娠届を提出した妊婦に対し交付する母子健康手帳を利用して育児に役立つ情報を提供します。	健康推進	
49	市民への母性保護に関する健康診査や相談サービスの情報提供	母性保護の重要性について広く市民に周知し、健康診査や相談サービスを多くの女性が利用するよう、情報提供を行います。	健康推進	
50	母性保護教育の充実	母親、父親、子どもが健やかに過ごせるように、講座の開催や妊産婦訪問等での取組みを充実します。	健康推進	
51	妊産婦に対する家事支援サービスの充実	妊産婦の育児負担の軽減、妊娠中から安心して子育てが出来るように応援する「子ども家庭サポーター派遣事業」等を充実します。	子育て総合センター	
52	医療機関との連携	妊娠早期から出産・育児までを総合的に支援するため、医療機関との連携を推進します。	子育て総合センター 健康推進	

基本  
目標

4

女と男がともに働き  
やすく生活しやすい  
環境づくり

5年後、10年後、少子化、高齢化がますます進み、ライフスタイルや働き方も多様化することが予測されます。そうした中で、家族で暮らし女性が家に居ることを前提とした社会のあり方は大きく変容を余儀なくされると考えられます。仕事、子育て、介護など、さまざまな局面で、「男性は仕事、女性は家事、育児、介護」といった固定的な性別役割分担意識で成り立ってきたこれまでの仕組みがほころびを見せつつあります。男女ともにワーク・ライフ・バランスが実現でき、仕事にも生活にも男女がともに参画できる活力ある社会へと、仕組みや意識を変革していくことが急務です。加えて、男女がともに活躍でき地域が誰にとっても安心できる居場所になるためには、地域でのつながり合い、支え合いがますます重要になります。こうした社会や地域の創造を通じて、多様なニーズに対応した新たな価値を創出していくことが求められています。

## 現状と課題

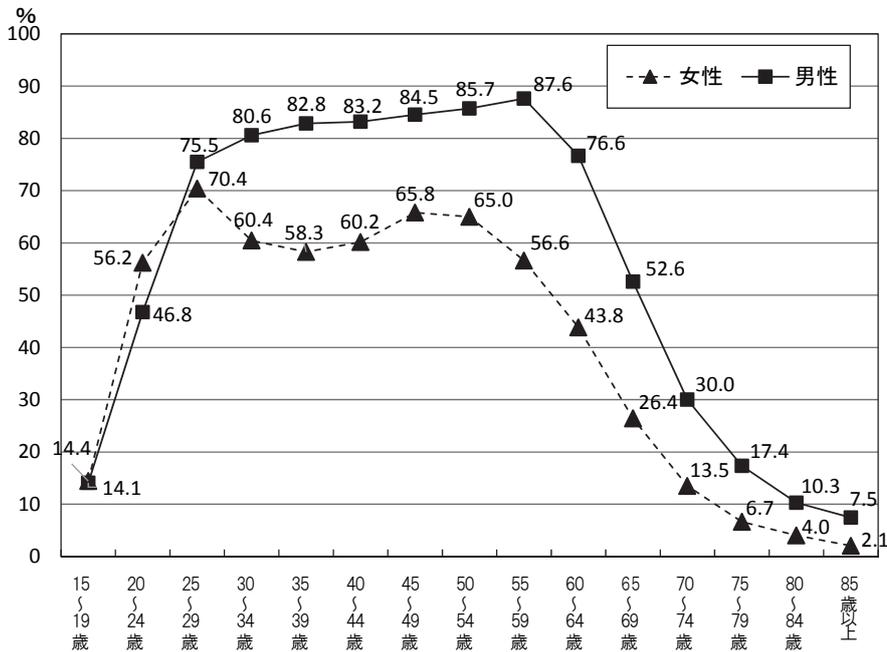
日本の女性の働き方は「結婚や出産で仕事を辞め、その後、家事や育児に支障のない範囲で働く」スタイルが特徴的で、年齢別就労グラフの形に例えて「M字型就労」と呼ばれます。一方、男性は「逆U字型」で、先進諸国では男女とも「逆U字型」になっています（再掲図表8）。

男女で能力に差が生じない学習機会が確保されているにもかかわらず、女性の能力が仕事を通じ社会に十分活用されないことは、女性にとっても社会全体にとっても大きな損失です。

また、長時間労働に象徴される「男性型」の働き方は、仕事への女性の参画を困難にする一方で、生活への男性の参画も困難にしています。育児休業制度の取得を希望する男性は約2割（市の調査）ですが、実際に取得したのは2.3%（全国の調査）で利用意向と実際の取得率には大きな差があります（再掲図表16）。家事や食事、介護を男性が自ら担わなければならなくなった場合の生活問題や、地域のつながりもなくサポートを受けずに孤立化するなどの問題が深刻化しつつあります。

少子化、高齢化が急速に進み、家族のかたちや働き方も多様化していく中で、女性であっても、男性であっても、それぞれが仕事と生活をともに享受でき、育児や介護などにも安心して対応できる社会や地域の仕組みを構築していくことが緊急の課題です。

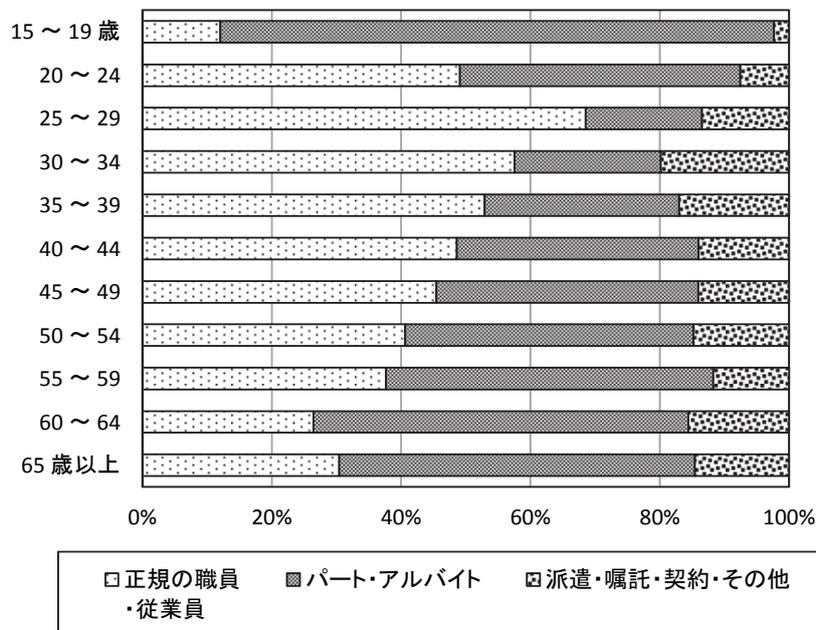
再掲 図表8 男女別・年齢階級別労働力人口比率(多摩市)



備考：1. 労働力人口：就業者と完全失業者の計  
2. 労働力人口比：15歳以上人口に占める労働力人口の割合

出典「2010年国勢調査」

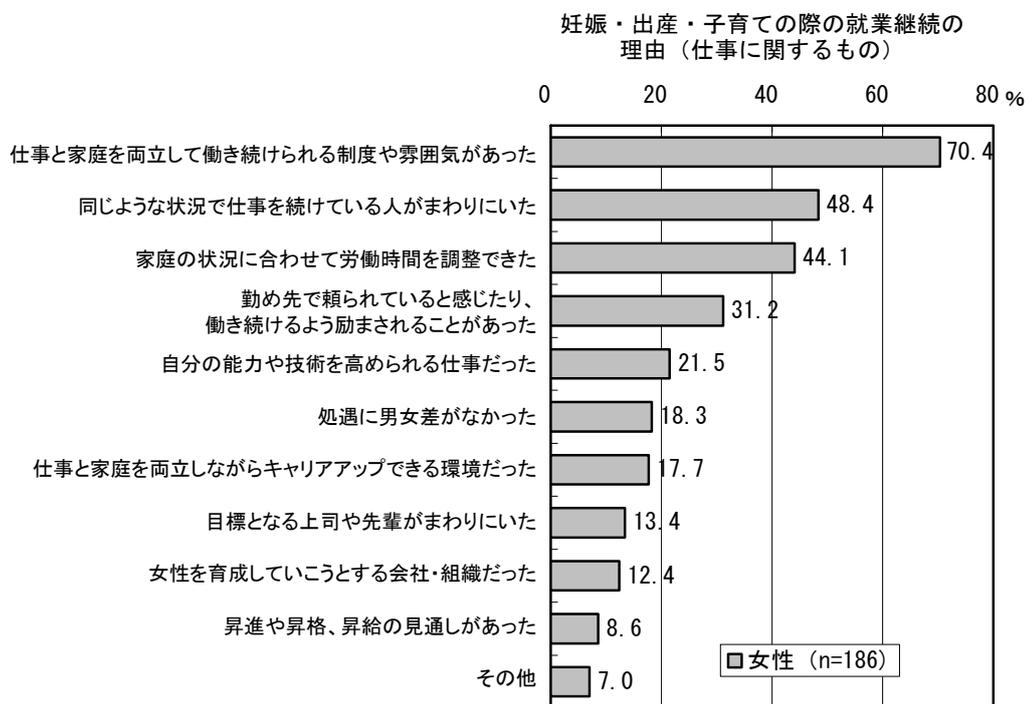
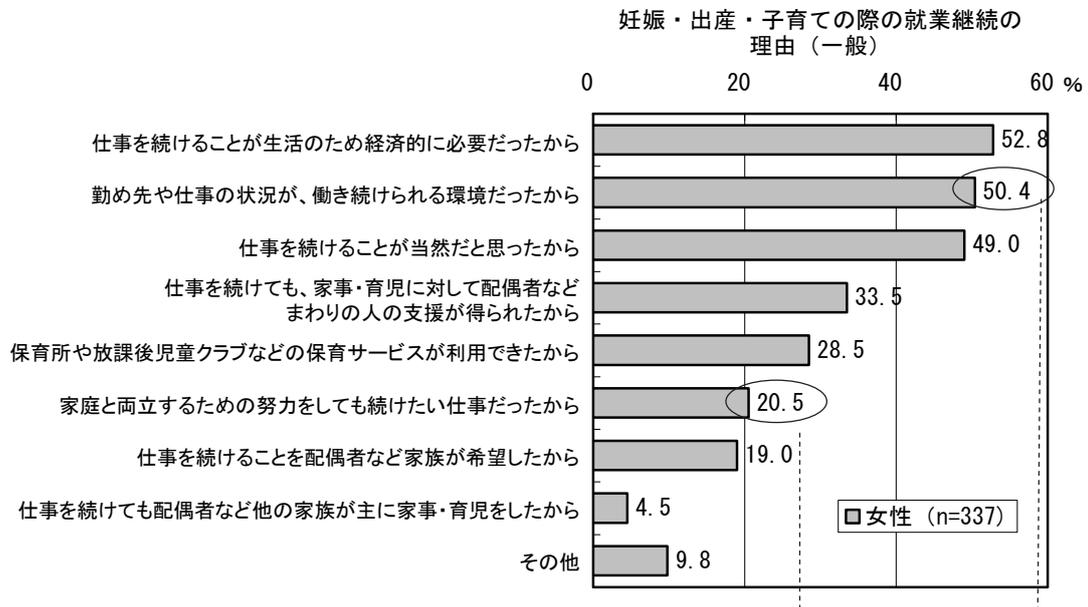
再掲 図表10 女性の働き方の特徴（東京都）



備考：1. 会社役員を除く雇用者  
2. 「派遣・嘱託・契約・その他」とは、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、その他。

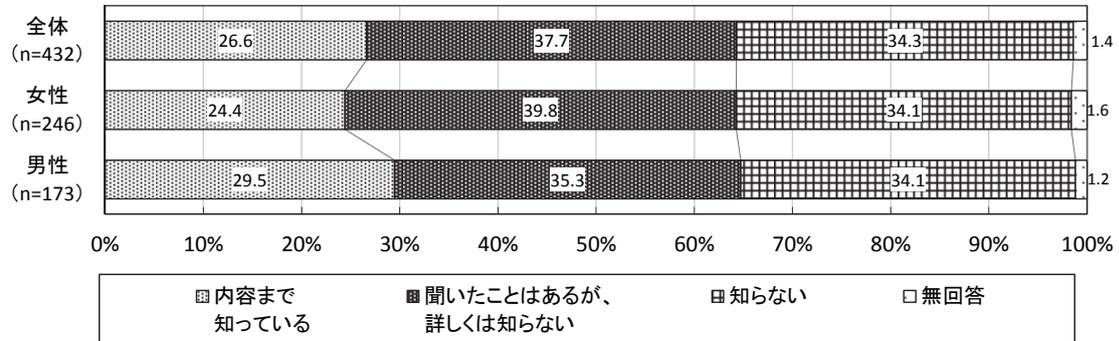
出典「平成24年就業構造基本調査」総務省

図表32 女性が働き続けるために必要な職場環境（全国）



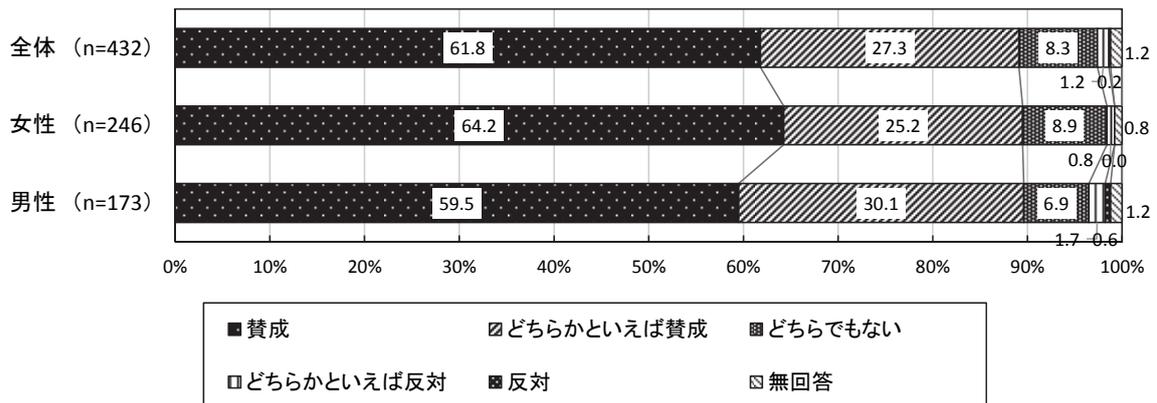
出典「平成22年版男女共同参画白書」内閣府

図表33 男女平等参画に関する言葉のうち「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の周知(多摩市)



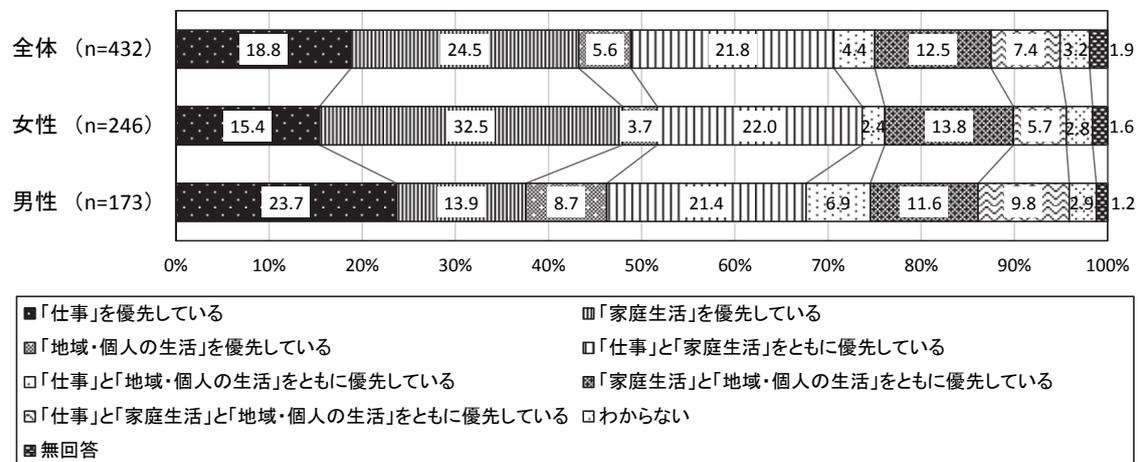
出典「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査2015」

再掲 図表12 ワーク・ライフ・バランスの考え方に対する賛意(多摩市)



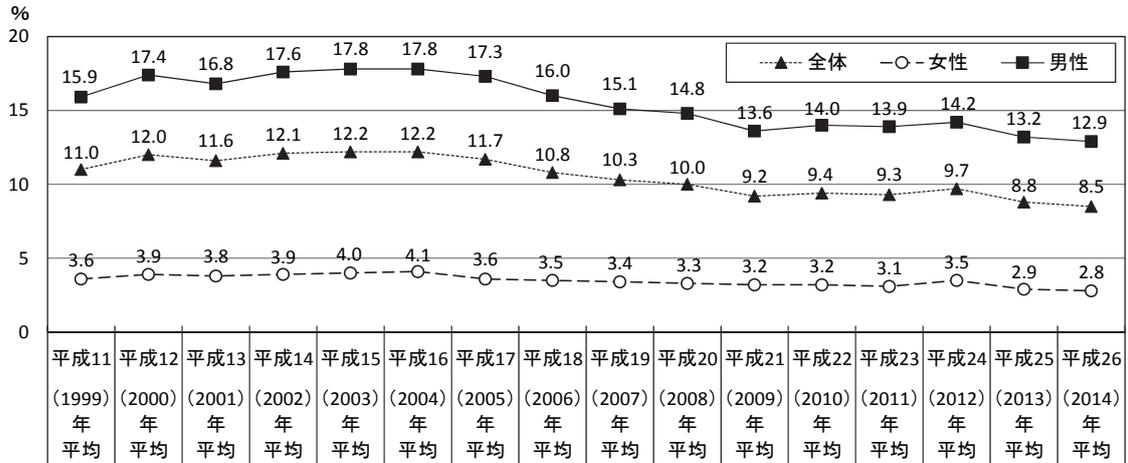
出典「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査2015」

再掲 図表13 あなた自身のワーク・ライフ・バランス(多摩市)



出典「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査2015」

図表34 週60時間以上就業する雇員の割合（全国）

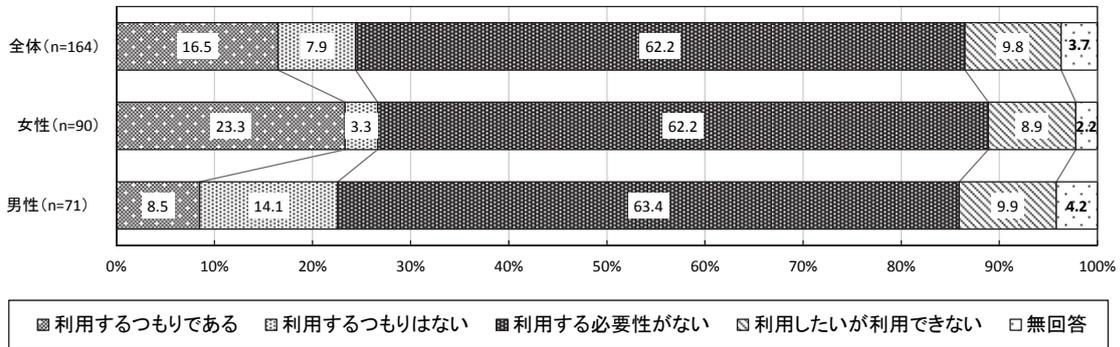


備考：1. 休業者を除く非農林業就業者の数値である。  
 2. 平成23（2011）年平均は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

出典「東京の男女平等参画データ2015」東京都

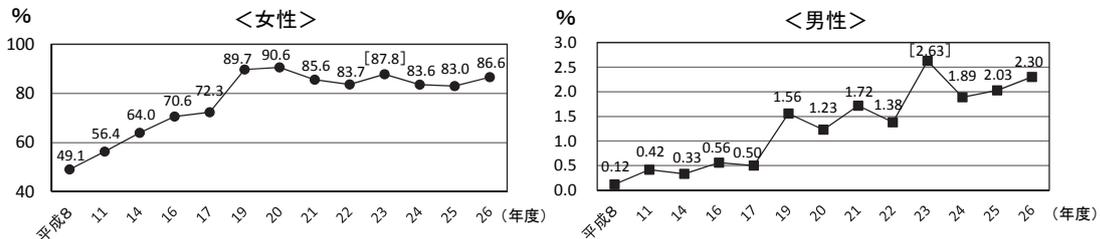
再掲 図表16 育児休業の利用意向と取得率（多摩市・全国）

育児休業制度の利用意向



出典「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査2015」

育児休業取得率



注：平成23年度の [] 内の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

出典「平成26年度雇用均等基本調査(確報)」厚生労働省



## 課題1 男女平等の就労環境整備

男女雇用機会均等法（1985年）により、雇用の場における制度上の男女平等は保障されていますが、雇用、待遇、昇進等の実質的な平等は実現していないのが現状です。女性が当たり前で働き続けることができる働きやすい環境を整備することや、キャリア形成の機会の男女間格差を是正することなどは、女性の経済的な自立と自己実現、経済社会への参画を促進すると同時に、長時間労働など仕事に偏った男性中心の働き方の見直しにもつながります。

また、NPOやコミュニティ・ビジネス<sup>注</sup>等、仕事と社会活動の垣根が低くなっていることから、「社会活動キャリア」など多様なキャリア形成支援も視野に入れる必要があります。

これらを踏まえ、企業への働きかけを含めて女性の就労や多様な働き方を支援します。

注 コミュニティ・ビジネス＝地域が抱える課題を地域資源を活かしたビジネス的な手法で解決しようとする事業

### 【成果測定指標】

指標の内容	近況値・現状	27年度 目標値	32年度 目標値
⑩市内企業・事業所等を対象とした講座の実施回数	3回（経済観光） 0回（女性センター） （26年度）	年1回 以上	年2回 以上

**施策（１） 働く場における男女平等の推進**

事業	事業の説明	主な担当課	備考
53 市内企業・事業所等への女性の労働に関する法制度の啓発	職業生活において固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、女性の労働の権利保障に関する母性保護やマタニティ・ハラスメントの防止などを含めた基本的な法制度の周知や不平等な慣行の是正等の情報提供と啓発を図ります。	経済観光 女性センター	
54 市役所における職場環境づくり	市役所職場における、セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する仕組みを活かし啓発や防止等を推進します。	人事	
55 市の契約等における、取組み企業の評価	主に、市内企業・事業所を対象に、女性活躍推進法に基づく公共調達における受注機会の増大を図るための取組みを検討します。	総務契約	
56 女性のエンパワメント・起業支援に向けた各種講座の充実	女性が自らの意思に基づいて決定・行動することができる力や知識を身につけるための各種講座を充実します。	女性センター 公民館	
57 地域で活躍する女性のロールモデル（活動事例）の紹介	女性のエンパワメントを推進するためのロールモデル（活動事例）を紹介します。	女性センター 公民館 関係課	

**施策（２） 女性の就職や再就職の支援の強化**

	事業	事業の説明	主な担当課	備考
58	就職・再就職に関する啓発と相談、雇用の促進	就職・再就職に関するセミナーや相談会の実施、企業・ハローワーク等と連携した講座や就職面接会等を通じて女性の就労支援と雇用促進を図ります。	経済観光	
59	企業誘致等による市民の就労機会の創出	企業誘致条例の活用や企業への雇用要請等を通じて市民の雇用を促進します。	経済観光	
60	非正規雇用者への支援	パートタイム、アルバイト、派遣労働などの働き方に関し、国や都と連携して学習機会の提供や相談等を行います。	経済観光	
61	講座参加者への配慮	就業・再就職に関する講座や相談等を実施する際は、女性センターと連携して実施時間帯の工夫や保育付にするなど、参加しやすさに配慮します。	経済観光 女性センター	
62	女性の職業観やキャリア形成の支援	多様なキャリア（仕事や社会活動など）に着目しながら、キャリアアップ講座や女性の職業観形成に向けた講座等を実施します。また、女性活躍推進法の趣旨や理念に基づいた啓発活動も実施します。	女性センター 公民館	
63	新しい時代に対応した働き方への支援	創業支援やNPOへの支援など、新しい時代に対応した働き方への支援を通じて女性の就業を支援します。	経済観光 市民活動支援 女性センター	



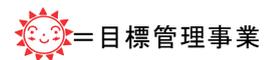
## 課題2 「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の実現

少子化、高齢化の進展やライフスタイルの多様化など、これまでの社会の在り方が大きく変容していく中で、女性の経済的自立、男性の生活的自立がますます重要な課題となっています。また、人間関係の希薄化の中で、地域での人と人との支え合いのつながりが重要になります。「男は仕事、女は家事、育児、介護」ではなく、男女問わずワーク・ライフ・バランスを実現できる社会、男女ともに活躍でき居場所がある地域を目指して、各種取組みを推進します。

### 【成果測定指標】

指標の内容	近況値・現状	27年度 目標値	32年度 目標値
⑪保育所待機児数の待機率(4月1日の待機児童数/認可定員)(事業73)	4.7% (26年度)	0に 近づける	0%
⑫「とうきょう次世代育成サポート企業」 <sup>注</sup> に登録している事業者の数	6事業者 (26年度)	10事業者	20事業者

注 次世代育成に積極的に取り組む企業を応援する目的で東京都が推進している取組み



=目標管理事業

### 施策(1) ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進

	事業	事業の説明	主な担当課	備考
64	市内企業・事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発	市内企業・事業所等を対象に、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や講座等を通して、ワーク・ライフ・バランスの啓発を図ります。	経済観光 女性センター	
65	企業・事業所の取組みを評価し推進するしくみづくり	女性活躍推進法に基づき認定を受けた一般事業主に関する情報や政府のデータベースを活用して、優良企業情報の発信に努めます。	経済観光 女性センター	

### Ⅲ 計画の内容

	事業	事業の説明	主な担当課	備考
66	キャリアカウンセリング等の充実	キャリアカウンセリング等、仕事と生活について考える相談を充実します。	女性センター	
67	国や都への要望など	労働や雇用に関する法制度や施策の充実等について、男女平等・男女共同参画の視点に立って国や都への要望を行います。	企画 経済観光 女性センター	
68	男性の食事・家事等に関する自立支援	食事や家事など、男性の生活的自立に向けた講座や情報提供を行います。	女性センター 健康推進 関係課	
69	地域活動への男女平等・男女共同参画の促進	勤労世代からの地域活動への参加を働きかけるなど、男女平等・男女共同参画の視点から、男性の参加促進も視野に入れた地域でのネットワークづくりを支援します。	市民活動支援 女性センター 公民館	

#### 施策（２） 男女で担う子育て、介護への支援

	事業	事業の説明	主な担当課	備考
70	育児に関する情報の提供・講座等の充実	育児に関する情報の収集を行い、講座等の充実を図り、制度の普及啓発に努めます。	子育て支援 子育て総合センター 児童青少年 健康推進 公民館	
71	講座等における保育の充実	子育て中の保護者に配慮した保育付講座等を充実します。	女性センター 公民館 関係課	
72	市役所職場での育児・介護休業等の取得促進	市職員の育児・介護休業の取得に向けて啓発、相談等を行い、特に男性職員の育児・介護休業や育児参加休暇等の取得促進に努めます。	人事	
73	多様な保育サービスの充実	認可保育園等、各施設の特徴を活かした多様な保育を進め待機児童の解消に努めます。また一時保育、延長保育、病後児保育等は保護者のニーズに合わせて充実を図ります。	子育て支援 子育て総合センター 児童青少年	

### Ⅲ 計画の内容

	事業	事業の説明	主な担当課	備考
74	放課後子ども教室の計画的な整備等	児童が放課後を安全・安心に過ごし学習や体験・交流活動を行うことができるよう、放課後子ども教室の整備に努めます。	児童青少年	
75	子育て総合センターの充実	子育てを総合的に支援し、子どもを介した交流と学びを促進するための拠点施設として、男性の子育てにも配慮しながら、各種事業を展開します。	子育て総合センター	
76	子育てを地域で支え合うネットワークづくり	男性の参加・参画にも配慮しながら、様々な市の事業等を通じた子育ての地域ネットワークづくりを促進します。	子育て支援 子育て総合センター 児童青少年 健康推進	
77	育児相談の充実	様々な施設の役割に応じて、育児相談を充実し、必要に応じて連携しながら子育てをサポートしていきます。男性の子育てにも配慮しながら、都制度（赤ちゃん・ふらっと事業等）の周知や連携を進めます。	子育て支援 子育て総合センター 児童青少年 健康推進	
78	両親学級の充実と父親の参加促進	両親学級の充実と、より一層の父親の参加促進を図ります。	健康推進	
79	男女で担う介護への支援と相談の充実	男女世代を問わず誰もが介護することを踏まえ、市の窓口や地域包括支援センターにおける介護相談の充実を図り、介護講座等への参加促進に努めます。	高齢支援 介護保険	
80	市民及び市民団体などとの連携	仕事や生活の様々な場面で男女平等・男女共同参画の推進を図るため、関係する市民や地域団体などと連携して取組みを進めます。	女性センター 関係課	

基本  
目標

5

# 特に困難な状況にある 人々への支援

出産・育児による仕事の中断や、再就職しても非正規雇用とならざるを得ない状況等から、女性の経済的自立は大きな社会的課題の1つです。特に女性のひとり親家庭は、深刻な貧困状態にある場合も多く適切な支援が必要です。また、高齢者の場合、女性は経済的自立、男性は家事や介護などの生活的自立が課題とされています。こうした性別による役割分担意識に根ざして現れてくる諸問題について、市民に最も身近な自治体として、特に困難な状況に置かれている人々への支援を図ります。

## 現状と課題

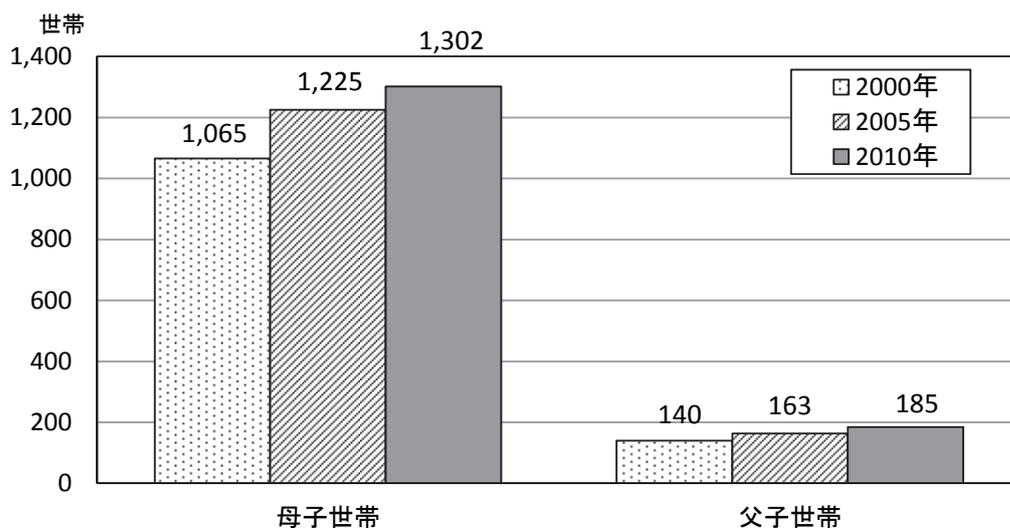
本市のひとり親世帯は増加傾向にあります（図表35）。東京都の調査では、ひとり親になった理由の7割強が離婚によるものです（図表36）。母子世帯の場合、結婚や出産で仕事を辞めていると再就職は困難で、就職できても多くは非正規雇用のため経済的自立が重要な課題となります。一方、父子世帯は仕事と育児の両立が課題です。

高齢単身女性の場合、離別等により住む家や経済的基盤を失っていることも多く経済的自立が大きな課題となります。高齢単身男性の場合は家事の問題があり、高齢夫婦世帯や親子同居世帯等では介護の問題など、生活面での問題が深刻になりつつあります。

また、日本で暮らす外国人女性や、女性の障がい者の場合、外国人や障がい者であることに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれることも少なくありません。

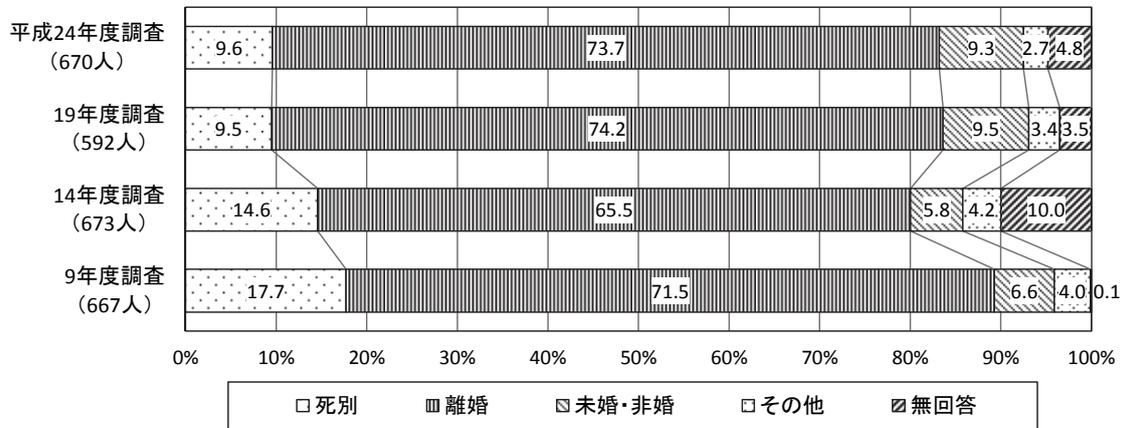
こうした性別による役割分担意識に起因して、特に困難な状況にある人々への対応に十分配慮する必要があります。

図表35 ひとり親世帯の推移（多摩市）



出典「2000・2005・2010年 国勢調査」

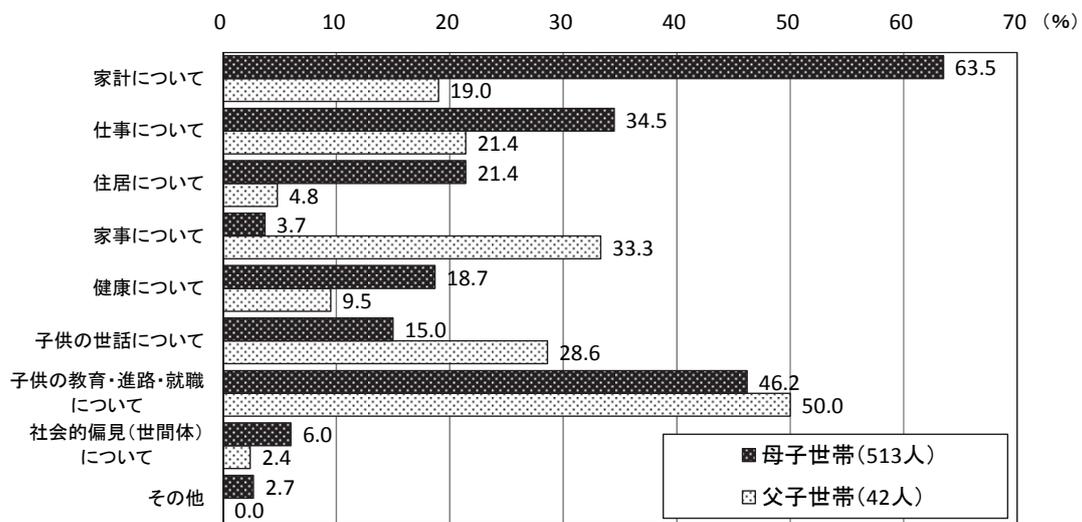
図表36 ひとり親世帯になった理由(東京都)



備考：調査対象は20歳未満の子どもを養育するひとり親世帯

出典「東京都福祉保健基礎調査 平成24年度」東京都

図表37 ひとり親世帯の困りごと (東京都)



備考：調査対象は20歳未満の子どもを養育するひとり親世帯

出典「東京都福祉保健基礎調査 平成24年度」東京都

## 課題1 特に困難な状況にある男女の自立支援

ひとり親家庭については、子育てと就労の両立に向けた支援や相談を行います。

高齢者については、女性高齢者の経済的自立、男性高齢者の生活的自立を視野に入れた取組みのほか、特に男性の家事や介護の問題に関しては、高齢者以前の年代でも、ひとり暮らしや親の介護等で困難な状況に陥る場合があることも視野に入れた取組みを推進します。

日本で暮らす外国人女性や、女性の障がい者の場合、外国人や障がい者であることに加え、女性であることでより困難な状況に置かれることも多く、この点に留意した対応を図ります。

### 【成果測定指標】

指標の内容	近況値・現状	27年度 目標値	32年度 目標値
⑬児童扶養手当受給者のうち全部支給者の割合 <sup>注</sup>	54.1% (26年12月)	53.8%	53.3%

注 母子父子家庭等に支給されており所得に応じて一部支給・全部支給がある。対象者が相談や種々の制度を利用した中で経済的自立を図り、全部支給の割合を減らしていくことを目標とする。

 = 目標管理事業

### 施策（1） ひとり親家庭への支援

	事業	事業の説明	主な担当課	備考
81	ひとり親家庭の子育てと就労の両立支援	ひとり親家庭を対象に、家事・子育て支援、就労に必要な技能取得にかかる費用の援助や、子どもの就学のための資金貸付、医療費助成などの支援を国・都と協力して推進します。	子育て支援	
82	家庭相談の充実	ひとり親家庭への様々な悩みや自立に向けた相談など、関係機関・関係団体と協力しながら相談機能を充実します。	子育て支援	

**施策（２） 高齢者等の生活安定に向けた支援**

	事業	事業の説明	主な担当課	備考
83	高齢者の生活安定のための就労支援の充実	ハローワークやシルバー人材センター等と連携して、高齢期の経済的な安定に向けた支援を行います。	経済観光 高齢支援	
84	高齢期の生活安定に向けた、特に女性への年金制度の理解促進	高齢期の生活安定に向け、特に女性を視点に年金制度の理解を促進します。	保険年金	
85	ひとり暮らし高齢者の住宅確保への支援	高齢者の生活安定の基盤となる住宅確保に関し、特にひとり暮らし高齢者を視野に支援を図ります。	高齢支援 都市計画	
86	特に男性高齢者等の食事や生活の自立に向けた支援	特にひとり暮らしの男性高齢者など、男性高齢者等の食事や家事等の自立促進に向け、啓発や実践講座等を行います。	女性センター 健康推進 高齢支援	
87	男性が行う介護への支援	特に介護問題を抱える男性（高齢者以外も含む）に対して、ニーズに即した支援を行います。	高齢支援	

**施策（３） 生活困窮者の自立に向けた支援**

	事業	事業の説明	主な担当課	備考
88	生活困窮者の自立に向けた支援	DV被害者、母子世帯、困難な状況にある外国人女性等、生活に困窮している方を早期に把握し、関係機関と連携して包括的・継続的な支援に取り組めます。	福祉総務	

基本  
目標

6

男女平等・男女共同参画  
の実現に向けた総合的な  
推進

男女平等・男女共同参画の実現に向け、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」及び市の計画である「女と男がともに生きる行動計画」を着実に進め、施策展開の拠点である「TAMA女性センター」の充実を図ります。また、あらゆる場面での市民参画、市民協働に加え、市民と取組みを推進するための仕組みの強化を図ります。

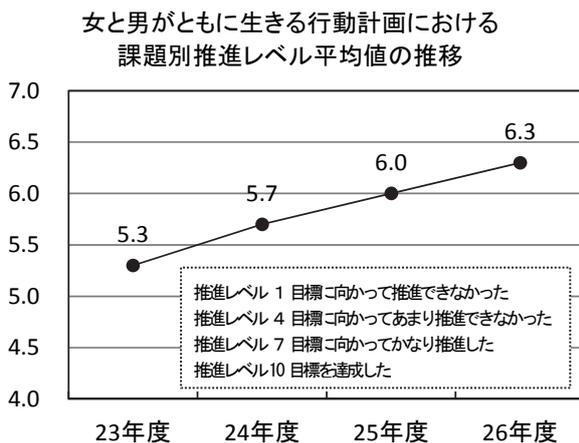
## 現状と課題

本計画では、事業の達成状況について指標を定めて評価しており、計画の課題ごとの推進レベル（1、4、7、10の4段階評価）の平均値の推移は図表38のとおりです。また評価指標の1つに設定したTAMA女性センターの認知度の推移は図表39のとおりです。

一方、多摩市女と男の平等参画を推進する条例に定める評価機関として設置した「多摩市男女平等参画推進審議会」からは、計画の課題ごとに設定された指標が適切かどうかを再検討することや、市のすべての部署でより強力に取り組みを推進していく必要性について指摘をいただいています。

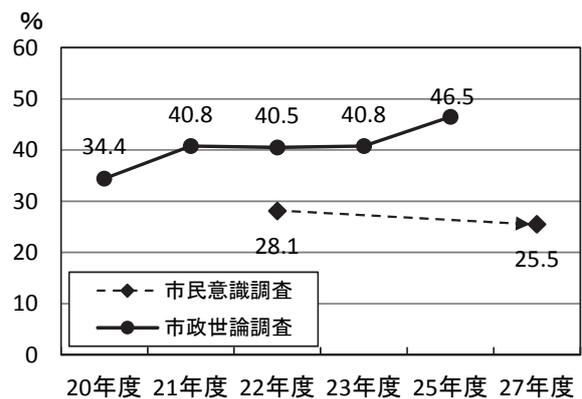
本計画を総合的に推進していくにあたっては、適切な目標や指標の設定のもとに、市全体の取組みをさらに強化するとともに、市民との協働や、市民の主体的な行動や活動を促進する環境整備を図り、市民とともに取組みを推進することが重要です。

図表38 計画の推進レベル平均値  
(多摩市)



出典 多摩市

図表39 TAMA女性センターの認知度  
(多摩市)



出典「男女平等・男女共同参画に関する  
多摩市民意識及び実態調査」  
「多摩市政世論調査」



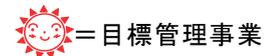
## 課題1 TAMA女性センターの運営

市の男女平等・男女共同参画施策を推進する拠点施設である「TAMA女性センター」の充実を図ります。特に、男性や若い世代・有職女性のニーズに即した事業を実施するなど、男女問わず多くの方にTAMA女性センターを利用していただけるよう努めます。これらの事業を推進するうえで、市民参画・市民協働を基本に取組みを図ります。

### 【成果測定指標】

指標の内容	近況値・現状	27年度 目標値	32年度 目標値
⑮ TAMA女性センターの認知度	46.5% (25年度)	50.0% <sup>注</sup>	70.0%

注 26年度末を想定



= 目標管理事業

### 施策（1） TAMA女性センターの充実

	事業	事業の説明	主な担当課	備考
89	男性や若い世代、有職女性に向けた講座、事業の充実	男性や若い世代、有職女性などのニーズに即した講座や事業を充実します。	女性センター	
90	調査・研究事業の充実	男女平等・男女共同参画に関する市民意識実態調査のほか事業者対象調査など施策推進のための調査研究を充実します。	女性センター	
91	拠点機能としての役割	男女平等・男女共同参画を総合的に推進する女性センターを、市民にとって利用しやすい拠点施設になるよう取組みを進めます。【①学習・啓発事業、②相談事業、③出会い・交流事業、④情報収集・提供、⑤訓練事業、⑥調査・研究事業、⑦その他】	女性センター	

### Ⅲ 計画の内容

	事業	事業の説明	主な担当課	備考
92	女性センターの利用者を増やす手法の検討	女性センターの名称、愛称やキャラクターの検討、公募プロジェクトによるモデル事業等を展開し、女性センターの利用者の増加を図ります。	女性センター	
93	移動女性センターの実施	女性センターの講座や事業を地域に出向いて実施します。	女性センター	
94	民間支援者の育成・支援	講座の実施等を通して、DV被害者などを支援する民間支援者を育成・支援します。	女性センター	

#### 施策（２） TAMA女性センターにおける市民参画、市民協働による推進

	事業	事業の説明	主な担当課	備考
95	市民運営委員会など市民参画、市民協働の推進	女性センター市民運営委員会や女性センター登録団体等との講座をはじめ、あらゆる機会や場を通じて市民参画、市民協働を推進します。	女性センター	
96	条例及び苦情処理制度の周知	「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」及び条例に基づく苦情処理制度を周知し、市民・事業者とともに男女平等・男女共同参画を推進します。	女性センター	



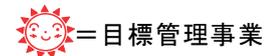
## 課題2 総合的な計画の推進

男女平等・男女共同参画社会を実現するためには、行政はもちろん、国、都、関係機関との連携、さらに市民参画のもと、社会全体で取組みを推進する必要があります。

まずは、本計画を定めた市において、実施する事務事業の中で女性職員の意見が反映できる仕組みや職場体制づくりに取り組むことで、本計画の実現を推進します。

### 【成果測定指標】

指標の内容	近況値・現状	27年度 目標値	32年度 目標値
⑭女と男がともに生きる行動計画における「課題」ごとの推進レベル平均値	6.3 (26年度)	7.0	10.0



=目標管理事業

### 施策（1） 庁内推進体制の充実

	事業	事業の説明	主な担当課	備考
97	庁内推進体制の充実	庁内推進会議の充実や女性職員の意見が反映できる仕組みづくりを進めます。	女性センター	
98	男女平等・男女共同参画の職場体制づくり	男女平等・男女共同参画の職場体制づくりへの取組みを、女性活躍推進法に基づく事業主としての計画に基づいてさらに推進します。	人事	

**施策（２） 国、都、関係機関との連携**

	事業	事業の説明	主な担当課	備考
99	国、都、関係機関、近隣女性センターと連携した取組みの推進	国、都等への要望や政策提言、連携のほか、関係機関や近隣女性センターとも連携して取組みを推進します。	女性センター	
100	地域の大学や事業者等との連携	地域の大学や事業者等と女性センターが連携した取組みを図ります。	女性センター関係課	

**施策（３） 計画の進行管理**

	事業	事業の説明	主な担当課	備考
101	計画推進状況の把握と評価	計画推進状況を毎年度把握し成果を評価しながら改善と次の展開を図ります。	女性センター関係課	
102	市民との協働による評価と推進	市民と学識者等で構成する審議会にて計画を評価、推進します。	女性センター	

目標管理事業一覧

基本目標	事業	主な担当課	指標	近況値・現状	平成32年度
1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	02 市女性職員の管理・指導的立場への参画の推進	人事	市職員係長職以上の女性比率	20.5% (26年度実績)	25.0%
	11 市職員向け男女平等・男女共同参画研修等の充実	人事	男女平等研修の実施回数	年4回 (26年度実績)	年3回以上
		女性センター		年4回 (26年度実績)	
17 固定的な性別役割分担意識にとらわれることのない教育活動の充実	教育指導	性別にとらわれず自らの希望により選んで行う職場体験の受入可能事業所数	127事業所 (27年度実績)	135事業所	
3 女性の人権尊重と人権擁護のしくみづくり	28 性的指向・性自認を理由とする差別や偏見の解消	女性センター	啓発事業の充実	年4回 (26年度実績)	年2事業以上
	37 乳幼児健診、歯科健診等における家庭状況の把握	健康推進	乳児(3~4ヶ月児健康診査)健診の未受診者把握率と把握時期	100% (26年度実績) 把握時期未設定	100% 把握時期2ヶ月以内
	51 妊産婦に対する家事支援サービスの充実	子育て総合センター	子ども家庭サポーター派遣利用者人数	子ども家庭サポーター派遣利用者43人 (出生数の3.9%) (26年度実績)	子ども家庭サポーター派遣利用者数は出生数の4.3%程度
4 女と男がともに働きやすく生活しやすい環境づくり	62 女性の職業観やキャリア形成の支援	女性センター	該当講座の実施における参加率	パソコン講座60.0%、キャリアアップ講座80.0% (26年度実績)	80.0%以上
		公民館	関連講座の実施回数	3回	年1回以上
	73 多様な保育サービスの充実	子育て支援	待機児童数	49人 (27年度実績・4月1日現在)	0人
	子育て総合センター	一時保育の延べ利用者数	304人(平成26年度実績) ※実施は11ヶ月間	450人	
	児童青少年	学童クラブの施設定員数	1482人 (26年度実績)	1656人	

### Ⅲ 計画の内容

基本目標	事業	主な担当課	指標	近況値・現状	平成32年度
5 特に困難な状況にある人々への支援	81 ひとり親家庭の子育てと就労の両立支援	子育て支援	ひとり親家庭の相談延べ件数	1021件 (26年度実績)	1123件
6 男女平等・男女共同参画の実現に向けた総合的な推進	89 男性や若い世代、有職女性に向けた講座、事業の充実	女性センター	出前講座や事業の実施	年3回 (26年度実績)	年2事業以上
	98 男女平等・男女共同参画の職場体制づくり	人事	管理部門（企画・総務）への女性職員配置人数	20.9% (26年度実績)	30.0%

---

# 資料 資





## 7

## 多摩市女と男の平等参画を推進する条例

(平成 25 年 9 月 30 日条例第 38 号)

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）
- 第 2 章 基本的施策（第 9 条—第 19 条）
- 第 3 章 多摩市男女平等参画推進審議会（第 20 条）
- 第 4 章 苦情の処理（第 21 条・第 22 条）
- 第 5 章 雑則（第 23 条）
- 附則

個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下で、男女平等の実現に向けた国内の取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を支柱とする国際的な取組とともに、着実に進められてきました。また、男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題と位置づけています。

多摩市でも昭和 61 年に「多摩市婦人行動計画」、平成 6 年には「多摩市女と男がともに生きる行動計画」を策定して、男女平等の実現、性別による差別の解消をめざしてきました。平成 16 年に制定した多摩市自治基本条例には、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うこと、性別年齢などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障されることの重要性がうたわれています。

このような社会的な取組の結果、男女の在り方をめぐる人々の考え方は、時代とともに変わってきました。しかし、現実の社会には、固定的な性別役割分担意識や慣行がなお残っています。また、一方では、少子化、高齢化、働き方の多様化に伴う雇用形態間の処遇の格差、配偶者や交際相手からの暴力の深刻化など、新たな課題も生じてきており、女性はもちろん男性も生きにくいと感じることがみられるようになりました。

多摩市は、多摩ニュータウン開発に伴い急速に発展してきたという特色があります。一時期に同世代の転入が集中したことにより、地域活動・地域交流・市民同士のつながりなどがさらに求められている中で、これまで経験したことのない少子高齢社会を迎えようとしています。

このような中で、多摩市では、男女が互いに人権を尊重しあい、誰もが個性豊かにいきいきと暮らせる社会、自らの意思によって家庭生活と仕事・地域活動に参画し、

責任を分かち合うことのできる社会、すなわち真の男女平等参画社会の実現をめざして、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、男女平等参画社会に関して、その基本理念を定め、多摩市（以下「市」といいます。）、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女平等参画社会の実現に関する施策の基本的事項を定めることにより、この施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、性別による差別的取扱いを含めた諸問題に対応し、もってすべての人にとって、住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会を実現することを目的とします。

### (用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 男女平等参画社会 男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受するとともに、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それによって、男女が共に責任を分かち合うことのできる、男女平等と自立に支えられた社会のことをいいます。
- (2) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者及び活動する者をいいます。
- (3) 事業者 営利であるか否かにかかわらず、市内で事業活動を行う個人、法人及び団体をいいます。
- (4) その他の団体 事業者以外の市内で活動するすべての団体をいいます。
- (5) 性別による差別的取扱い 直接差別（性別を理由とする不合理な取扱いをいいます。）及び間接差別（外形的にみたときには性別によって異なる取扱いではないが、一方の性別の人が著しい不利益を被るような基準や慣行でその正当性が認められないものをいいます。）をいいます。
- (6) 性的指向 人の恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向（この指向については、異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等の多様性があります。）をいいます。
- (7) 性自認 自分がどの性別であるかの認識（この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいます。）のことをいいます。
- (8) 特に困難な状況にある人 固定的な性別役割分担に起因して困難を抱えている人（結婚又は出産を理由に仕事を辞め再就職が困難な母子世帯、仕事と育児の

両立が困難な父子世帯、ひとり暮らしの高齢者、介護をしている高齢者夫婦のみの世帯及び親・息子同居世帯等をいいます。)及び外国人又は障がい者であることに加えて女性であることで複合的に困難を抱えている人(日本で暮らす外国人女性、女性の障がい者等をいいます。)をいいます。

(9) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について、性別による格差が生じているとみられる場合に、格差を改善するために、必要な範囲において、当該機会を積極的に提供することをいいます。

(10) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言葉、行為、環境等によって、相手に不快感若しくは不利益を与えること又は相手の生活環境を害することをいいます。

(基本理念)

第3条 市、市民、事業者及びその他の団体は、次に掲げる基本理念に基づいて男女平等参画社会の実現に関する施策を推進しなければなりません。

(1) すべての人が、個人として尊重され、性別並びに性的指向及び性自認にかかわらず、個人の能力及び個性を発揮し、意欲及び希望に沿って、社会的責任を分かち合うこと。

(2) すべての人が、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を受けることなく、固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行を解消されること。

(3) すべての人が、社会の対等な構成員として、政策又は方針の立案及び決定に参画する機会を確保されること。

(4) すべての人が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と仕事及び地域活動を両立できるようにすること。

(5) すべての人が、性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別並びに性別に起因する暴力を決してしてはならないこと。

(6) すべての人が、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を含む諸問題について、特に困難な状況にある人への配慮をすること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、男女平等参画社会の実現に関して、積極的改善措置を含む施策を策定し、総合的かつ計画的に実施するものとします。

2 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策のために、必要に応じて、体制の整備を行い、及び財政上の措置をとるものとします。

3 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策の実施にあたり、国及び他の地方公共団体並びに市民、事業者及びその他の団体と連携を図り、協力するものとします。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女平等参画社会の実現に関する施策への理解を深めるとともに、家庭、学校、地域、職場その他のあらゆる場において、男女平等参画社会の実現に努めるものとします。

2 市民は、市が実施する男女平等参画社会の実現に関する施策に協力するよう努めるものとします。

3 市民は、性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別、セクシュアル・ハラスメント並びに配偶者への暴力その他の性別に起因するあらゆる暴力の根絶に努めるものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において男女平等参画社会の実現に努め、従業員が仕事と家庭生活及び地域活動との両立を図ることができるような職場環境づくりに努めるものとします。

2 事業者は、性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別並びに職場におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶に努めるものとします。

3 事業者は、個人の能力を適正かつ公平に評価するとともに、女性の参画を促進するよう努めるものとします。

4 事業者は、市が実施する男女平等参画社会の実現に関する施策、調査等に協力するよう努めるものとします。

(性別等による差別的取扱いと暴力の禁止)

第7条 市、市民、事業者及びその他の団体は、社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を行ってはなりません。

2 すべての人は、社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への暴力その他の性別に起因するあらゆる暴力を行ってはなりません。

(公表される情報への配慮)

第8条 市、市民、事業者及びその他の団体は、情報を公表する際には、それらの情報が、男女平等参画社会の実現を阻害し、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を助長し、又は暴力的行為を誘発することのないように配慮しなければなりません。

## 第2章 基本的施策

(行動計画)

第9条 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」といいます。）を策定しなければなりません。

2 市は、行動計画の策定又は変更にあたっては、市民、事業者及びその他の団体の意見を反映することができるよう必要な措置をとるものとします。

3 市は、行動計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければなりません。

4 市長は、行動計画の策定又は変更にあたっては、第20条に定める多摩市男女平等参画推進審議会に諮問しなければなりません。

(年次報告)

第10条 市長は、前条に定める行動計画の実施内容及び進捗状況について、年次報告を作成し、第20条に定める多摩市男女平等参画推進審議会の評価意見を添えて、これを公表しなければなりません。

(拠点機能の確保)

第11条 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策を実施し、そのための取組を支援する総合的な拠点機能として、多摩市立TAMA女性センター条例（平成11年多摩市条例第2号）第1条に規定する多摩市立TAMA女性センター（以下「女性センター」といいます。）を位置づけるものとします。

(推進体制)

第12条 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策の調整及び推進を図るための組織体制を整備するものとします。

(調査研究)

第13条 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策の策定に必要な調査研究並びに情報の収集及び分析を行うものとします。

(啓発及び普及広報)

第14条 市は、市民、事業者及びその他の団体に対して、男女平等参画社会の実現に関して必要な啓発及び普及広報活動を実施するものとします。

(教育・学習)

第15条 市は、家庭、学校、地域、生涯学習等の場において、固定的な性別役割分担意識にとらわれない、男女平等参画社会の実現に向けた教育及び学習が行われるよう努めるものとします。

(性と生殖に関わる権利と健康)

第16条 市は、個人がそれぞれの性を理解し、及び尊重するとともに、女性と男性が対等な関係において性に関する適切な自己決定ができるよう、必要な支援を行うものとします。

2 市は、女性は妊娠及び出産をする可能性があることに十分配慮するとともに、女性と男性が生涯を通じて健康を保持及び増進できるよう、必要な支援を行うものとします。

(災害に強いまちづくり)

第17条 市は、男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりをするものと

します。

(家庭生活と仕事・地域活動への参画)

第18条 市は、すべての人が相互に協力して、家庭生活並びに仕事及び地域活動に主体的に参画できるよう、必要な支援を行うものとします。

(市民、事業者及びその他の団体に対する支援)

第19条 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策を実施するとともに、市民、事業者及びその他の団体による男女平等参画社会の実現に関する活動に対して、必要な支援を行うものとします。

### 第3章 多摩市男女平等参画推進審議会

(審議会の設置)

第20条 男女平等参画社会の実現を図るため、多摩市男女平等参画推進審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌します。

- (1) 第9条第4項に定める市長の諮問に基づく行動計画の策定及び変更の検討に関すること。
- (2) 第10条に定める行動計画の実施内容及び進捗状況の評価に関すること。
- (3) 次条に定める苦情の処理に関すること。
- (4) その他男女平等参画社会の実現に関して必要と認める事項

3 前項に定めるもののほか、審議会は、市が実施する男女平等参画社会の実現に関する施策について調査、審議又は評価し、必要に応じて市長に意見を述べることができます。

4 審議会は、男女平等参画社会の実現に関して理解と識見を有する者8人以内の委員（以下「審議会委員」といいます。）をもって構成します。

5 審議会委員は、市長が委嘱します。

6 審議会委員の任期は2年とし、審議会委員が欠けた場合の後任の審議会委員の任期は、前任者の残任期間とします。

7 審議会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後もまた同様とします。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

### 第4章 苦情の処理

(苦情の申し出)

第21条 市民、事業者及びその他の団体は、市が実施する男女平等参画社会の実現に

関する施策又は男女平等参画社会の実現に影響を及ぼすと認める施策並びに性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別その他の男女平等参画社会の実現を阻害する人権侵害と認める事項に関し、市に対して、苦情の申し出をすることができます。

- 2 苦情の申し出の窓口は、女性センターに置きます。
- 3 前2項に定めるもののほか、苦情の申し出に関して必要な事項は、市長が別に定めます。

(多摩市男女平等参画苦情処理委員)

第22条 前条に定める苦情について適切かつ迅速に対応するために、多摩市男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」といいます。）を置きます。

- 2 苦情処理委員は、3人以内とし、審議会委員の中から、苦情の処理について識見の高い者を、市長が委嘱します。
- 3 苦情処理委員の任期は、委嘱の日から審議会委員の任期の終期までとします。
- 4 苦情処理委員は、苦情の処理に関し、苦情の申し出に係る市の施策を実施する機関に対して資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、指導、助言又は是正の勧告を行うことができます。
- 5 苦情処理委員は、苦情の処理に関し、人権侵害と認める事項があった場合で、必要と認めるときは、関係者に対しその協力を得て資料の提出及び説明を求め、又は関係者に意見を述べるすることができます。
- 6 苦情処理委員は、苦情の処理に関して必要があると認めるときは、審議会と連携して苦情の処理にあたるものとします。
- 7 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後もまた同様とします。

## 第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行します。  
(審議会委員の任期に係る特例)
- 2 この条例の規定により最初に委嘱される審議会委員の最初の任期は、第20条第6項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成28年3月31日までとします。

## ② 多摩市男女平等参画推進審議会活動経過

回数	開催日	議 題
第 1 回	平成27年 2月4日（水）	(1) 女と男がともに生きる行動計画・中間見直しについて (2) 女と男がともに生きる行動計画・中間見直しのスケジュール（案）について
第 2 回	平成27年 3月3日（火）	(1) 女と男がともに生きる行動計画・中間見直しのイメージについて (2) 男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識・実態調査について
第 3 回	平成27年 5月28日（木）	(1) 男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識・実態調査について (2) 基本目標 1～3 の個別施策、評価方法の検討等
第 4 回	平成27年 7月8日（水）	(1) 平成 23 年度以降の新法制定・法改正等及び、国の主な施策について (2) 女と男がともに生きる行動計画の体系（基本目標・課題・施策）について
第 5 回	平成27年 7月28日（火）	(1) 男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識・実態調査について (2) 女と男がともに生きる行動計画の体系図・事業の中間見直し案について
第 6 回	平成27年 8月18日（火）	(1) 男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識・実態調査について (2) 目標管理事業（案）について
第 7 回	平成27年 10月6日（火）	(1) 目標管理事業について
第 8 回	平成27年 10月30日（金）	(1) 市民意識及び実態調査報告書 2015（案）、職員意識及び実態調査報告書 2015（案）について (2) 女と男がともに生きる行動計画・中間見直しの決定について ① 新体系図（案） ② 事業一覧（案） ③ 目標管理事業一覧（案）
第 9 回	平成27年 11月13日（金）	(1) 女と男がともに生きる行動計画・中間見直しの決定について ① 新体系図（最終案） ② 事業一覧（最終案）
第 10 回	平成27年 12月18日（金）	(1) 女と男がともに生きる行動計画・中間見直し（素案）を答申

資料

第11回	平成28年 3月14日（月）	(1) 女と男がともに生きる行動計画・中間見直し(原案) について（報告）
------	-------------------	--

※女と男がともに生きる行動計画・中間見直しに関する会議を抜粋しています

## ③ 多摩市男女平等参画推進審議会委員名簿

(任期 平成26年1月1日～平成28年3月31日)

(敬称略)

役職	選出分野等	委員名	所属等
会長	学識経験者	広岡 守穂	中央大学法学部教授
副会長		木本 喜美子	一橋大学大学院社会学研究科・社会学部 特任教授
委員		吉田 衣里	弁護士 (西東京共同法律事務所)
委員		大澤 敬造	多摩商工会議所推薦 (有限会社アンリミット・ジャパン 代 表取締役)
委員		堤 香苗	株式会社キャリアマム 代表取締役・C E O
委員		神子島 健	元「多摩市男女共同参画社会推進協議会」 副会長、成城大学非常勤講師ほか
委員	公募による市民	櫻井 和子	公募市民委員
委員		畑中 寿子	公募市民委員(平成27年3月7日付退任)

(所属等は平成28年1月1日現在)

## 4 多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議設置要綱

(昭和 62 年 4 月 1 日多摩市告示第 127 号)

(改正:平成 25 年 3 月 29 日多摩市告示第 129 号)

(設置)

第 1 条 女性問題解決のための多摩市行動計画「女と男がともに生きる行動計画」を全庁的に推進するため、多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 「女と男がともに生きる行動計画」の改定及び推進に関すること。
- (2) その他女性問題の解決に係る重要事項に関すること。

(構成)

第 3 条 推進会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 推進会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長には、くらしと文化部に関する事務を所掌する副市長をもって充て、副会長には、くらしと文化部長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じ第 3 条で定める者以外の者を推進会議に出席させることができる。

(幹事会)

第 6 条 推進会議に、個別調整事項を検討するために幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、会長が指名する関係課長をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長は、会長が指名し、副幹事長は、幹事長が指名する。
- 5 幹事長は、幹事会の責任者とし、副幹事長は、幹事長を補佐するとともに、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事会は幹事長が招集する。
- 7 幹事長は、必要に応じ関係者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、くらしと文化部市民活動支援課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この要綱は、公示の日から施行する。

(以下略)

別表 (第3条関係)

くらしと文化部に関する事務を所掌する副市長 議会事務局長 企画政策部長 総務部長 市民経済部長 くらしと文化部長 子ども青少年部長 健康福祉部長 都市整備部長 環境部長 教育部長 教育部教育指導課長 監査委員事務局長
--

## 5 多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議活動経過

回数	開催日	議 題
第1回	平成26年 7月16日（水）	(1) 女と男がともに生きる行動計画・中間見直しスケジュール（案）について
第2回	平成26年 11月26日（水）	(1) 女と男がともに生きる行動計画・中間見直しにあたって（概要等） (2) 女と男がともに生きる行動計画・中間見直しスケジュール（案）について
第3回	平成27年 2月18日（水）	(1) 女と男がともに生きる行動計画・中間見直しスケジュール（案）について (2) 女と男がともに生きる行動計画・中間見直しに伴う掲載事業に対する意見等について（照会）（案）
第4回	平成27年 4月30日（木）	(1) 女と男がともに生きる行動計画・中間見直しに伴う掲載事業に対する各課からの意見・新規追加掲載事業について
第5回	平成27年 12月18日（金）	(1) 女と男がともに生きる行動計画・中間見直し（素案）の決定について
第6回	平成28年 3月10日（木）	(1) 女と男がともに生きる行動計画・中間見直し（原案）の決定について

※女と男がともに生きる行動計画・中間見直しに関する会議を抜粋しています

## 6 多摩市女と男がともに生きる行動 計画推進会議委員名簿

(平成 28 年 1 月 1 日現在)

	役 職 名	氏 名
会 長	副市長	永尾 俊文
副会長	くらしと文化部長	東島 亮治
委 員	議会事務局長	吉井 和弘
	企画政策部長	飯高 のゆり
	総務部長	中村 元幸
	市民経済部長	齊藤 仁志
	子ども青少年部長	井上 勝
	健康福祉部長	荒井 康弘
	都市整備部長	須田 雄次郎
	環境部長	浦野 卓男
	教育部長	福田 美香
	教育部参事(教育指導課 長事務取扱)	神山 直子
	監査委員事務局長	設楽 隆

## 7 男女平等・男女共同参画に関する 多摩市民意識及び実態調査 概要

### 1 調査の目的

多摩市民の男女平等、男女共同参画に関する意識及び実態について調査を行い、課題及び問題点を把握し、女と男がともに生きる行動計画中間見直しのための資料とする。

### 2 調査の対象

多摩市内在住の満18歳以上の男女 1,000人（女性500人、男性500人）

### 3 サンプリング

住民基本台帳をもとに性別を層化し等間隔無作為抽出

### 4 調査方法

アンケート調査票を郵送配布・郵送回収

### 5 調査項目

- (1) 男女平等・男女共同参画に関する意識
- (2) ワーク・ライフ・バランスについて
- (3) 日頃の生活について
- (4) 子育てや教育について
- (5) 暴力（DVなど）について
- (6) 仕事・職場について
- (7) 男女平等・男女共同参画を進める市の施策について
- (8) 男女平等・男女共同参画についてのご意見
- (9) 回答者のプロフィール

### 6 調査期間

平成27年6月19日～7月6日

### 7 回収結果

	発送数	回収数	回収率
全数	1,000	432	43.2%
女性	500	246	49.2%
男性	500	173	34.6%
その他	—	1	—
無回答	—	12	—

## 8 男女平等・男女共同参画関連用語

(内閣府ホームページ、内閣府「第3次男女共同参画基本計画」用語解説を参考に作成)

行	用語	解説
あ行	M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。
	エンパワメント	力を身につけること。または力を身につけるための施策。権限を与えること。
か行	クォータ制（割当制）	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。
	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均こども数を表す。
	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
	コミュニティ・ビジネス	地域が抱える課題を地域資源を活かしたビジネス的な手法で解決しようとする事業
さ行	シェルター	暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設
	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
	ジェンダーエンパワーメント指数（GEM）	女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。HDIが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは、能力を活用する機会に焦点を当てている。具体的には、国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出している。

行	用語	解説
	女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）	昭和54年（1979年）に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年（1981年）に発効。我が国は昭和60年（1985年）に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。
	ストーカー	特定の相手に執拗につきまとう行為
	性自認	自分がどの性別であるかの認識のこと
	性的指向	人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。
	性同一性障害	身体の性別と、それに対する自己認識が一致しない状態
	性暴力	望まない性行為等を暴力や脅迫等で強制すること
	セクシュアル・ハラスメント （性的嫌がらせ）	<p>男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義している。</p> <p>なお、「人事院規則10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義している。</p> <p>また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成10年労働省告示第20号）では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定している。</p>
	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること（男女共同参画社会基本法第2条第2号参照）。

行	用語	解説
た行	男女共同参画基本計画	政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の計画は平成12年12月12日に閣議決定されている。また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されている。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行された。
	男女別等統計（ジェンダー統計）	男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計である。
	デートDV	配偶者への暴力（DV）に対し、恋人同士など親密な若い男女間で起こる女性への暴力に着目した造語
	ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力）	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。 なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合があります。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからである。 ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではない。
な行	人間開発指数（HDI）	「長寿を全うできる健康的な生活」「教育」「人間らしい生活水準」という3つの側面を簡略化した指数
は行	ピアエデュケーター	同年代の仲間と一緒に専門のトレーニングを受けて活動をするボランティアのこと

行	用語	解説
ま行	無償労働	賃金や報酬が支払われない家事、育児、介護、ボランティア活動等を意味する。
	メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
や行	ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。
ら行	リカレント教育	「学校教育」を、人々の生涯にわたって、分散させようとする理念であり、その本来の意味は、「職業上必要な知識・技術」を修得するために、フルタイムの就学と、フルタイムの就職を繰り返すことである(日本では、長期雇用の慣行から、本来の意味での「リカレント教育」が行われることはまれ。)。我が国では、一般的に、「リカレント教育」を諸外国より広くとらえ、働きながら学ぶ場合、心の豊かさや生きがいのために学ぶ場合、学校以外の場で学ぶ場合もこれに含めている(この意味では成人の学習活動の全体に近い。)
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)	平成6年(1994年)の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。
わ行	ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスをもって参画することができる状態のこと。



# 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第十二条）

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

るによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関

する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相

互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
  - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
  - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

#### 附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)



# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十六年法律第二十八号

## 目次

前文

第一章総則（第一条・第二条）

第一章の二基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章被害者の保護（第六条—第九条の二） 第四章保護命令（第十条—第二十二  
条）

第五章雑則（第二十三条—第二十八条） 第五章の二補則（第二十八条の二）

第六章罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。

このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

## (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

## (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

**第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等**

## (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## (都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの

暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
  - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
    - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
    - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
    - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
    - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡

調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保

護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者

の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信するこ

と。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項に

についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。

ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた

命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附 則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者

暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。



## 国際婦人年以降の男女平等・男女 共同参画をめぐる世界・日本・多 摩市の動き

	世界の動き	日本の動き	多摩市の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国際婦人年世界会議開催（メキシコシティ）「世界行動計画」採択</li> <li>○第30回国連総会で1976年～1985年を「国連婦人の10年」とすることを決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「婦人問題企画推進本部」（本部長・内閣総理大臣）設置</li> </ul>	
1976年 (昭和51年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○民法一部改正（離婚後も婚姻中の氏を定めることになる）</li> </ul>	
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「国内行動計画」策定</li> <li>○国立婦人教育会館が埼玉県嵐山町に開館</li> </ul>	
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）採択</li> </ul>		
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「国連婦人の10年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン）条約の署名式（51ヶ国代表が署名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民法一部改正（配偶者の相続分 1/3から 1/2へ）</li> <li>○「女子差別撤廃条約」署名</li> <li>○婦人問題企画推進本部が「国連婦人の10年中間年全国会議」を開催</li> </ul>	
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ILO第156号「男女労働者・家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約」採択</li> <li>○「女子差別撤廃条約」発効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「国内行動計画後期重点目標」決定</li> </ul>	
1983年 (昭和58年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>○「多摩市婦人関係行政のあらまし」発行</li> </ul>
1984年 (昭和59年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○国籍法及び戸籍法一部改正（子の国籍父系血統主義から父母両系主義へ）（昭和60年施行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「多摩市婦人問題に関する意識調査」実施</li> <li>○「多摩市婦人問題懇談会」の発足</li> </ul>

	世界の動き	日本の動き	多摩市の動き
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「国連婦人の10年」最終年世界会議開催（ナイロビ）「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」（ナイロビ将来戦略）採択</li> <li>○第71回ILO総会「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（男女雇用機会均等法）成立（昭和61年施行）</li> <li>○「女子差別撤廃条約」批准</li> <li>○「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「多摩市婦人問題懇談会」からの提言</li> </ul>
1986年 (昭和61年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ILOが日本政府（労働省）と協力して「婦人の雇用と訓練の多様化に関するセミナー」を東京で開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「婦人問題企画推進有職者会議」設置</li> <li>○「男女雇用機会均等法」施行</li> <li>○国民年金法の一部改正施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「多摩市婦人行動計画」策定</li> <li>○「たまフェミニストフェスティバル」開催</li> </ul>
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「婦人のつどい」開催</li> </ul>
1988年 (昭和63年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「婦人週間40周年記念全国会議」を開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「たま`88 フェミニストフェスティバル」開催（以降、毎年開催）</li> </ul>
1989年 (平成元年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国連が「女性と農村開発に関するセミナー」を開催（ウィーン）</li> <li>○女性のための成人教育をテーマに「アジア・南太平洋成人教育協議会日本会議」開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「法令の一部を改正する法律」（婚姻・親子関係等についての男性優先規程の改正等）成立</li> <li>○文部省が新学習指導要領を告示。中学校「技術・家庭科」が男女共通履修に改定（平成5年度実施）。小学5年生理科の授業で性教育を行うことに決定（平成4年度実施）</li> </ul>	
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「多摩市婦人問題に関する意識及び実態調査」実施</li> <li>○「多摩市婦人行動計画市民推進会議」発足</li> <li>○「たまの女性」創刊</li> </ul>
1991年 (平成3年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第78回ILO総会「女子労働者のためのILO活動に関する決議」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（第一次改定）</li> <li>○「育児休業等に関する法律」成立（平成4年施行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「多摩市婦人行動計画市民推進会議」報告</li> </ul>
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○初の婦人問題担当大臣任命</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「多摩市婦人（女性）行動計画改定市民会議」発足</li> <li>○「多摩市婦人行動計画改定委員会」発足</li> </ul>
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世界人権会議開催「ウィーン宣言及び行動計画」で女性の平等な地位と女性の人権について採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）成立（平成5年施行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「多摩市婦人（女性）行動計画改定市民会議」報告</li> </ul>

	世界の動き	日本の動き	多摩市の動き
1994年 (平成6年)	○「国際人口・開発会議」開催(カイロ)	○男女共同参画推進本部発足 ○男女共同参画審議会設置 ○男女共同参画室設置 ○婚姻制度等に関する民法改正要綱試案の提示	○「女と男がともに生きる行動計画」策定 ○「女と男がともに生きる行動計画推進会議」発足 ○「多摩市女性問題協議会」設置
1995年 (平成7年)	○社会開発サミット開催(コペンハーゲン) ○第4回世界女性会議開催(北京) 「北京宣言」「北京行動綱領」の採択	○「育児・介護休業法」の成立 ○「ILO第156号条約」(家族的責任を有する労働者条約) 批准	○「多摩市女性問題協議会」報告 ○「第4回世界女性会議(北京)」へ参加する市民と団体へ経費補助
1996年 (平成8年)		○男女共同参画審議会より「男女共同参画ビジョン」の答申 ○総理府「男女共同参画2000年プラン」策定	○「日本女性会議(うつのみや)」参加者に対し、経費の一部補助開始
1997年 (平成9年)		○「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」、「育児・介護休業法」の改正 ○「男女共同参画審議会設置法」施行	○「多摩市男女共同参画懇談会」発足、提言
1998年 (平成10年)		○男女共同参画審議会より「男女共同参画社会基本法(仮称)」答申	○「TAMA女性センター準備委員会」発足
1999年 (平成11年)	○国際人口会議開催(ハーグ)	○改正「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」施行 ○「男女共同参画社会基本法」施行	○「TAMA女性センター準備委員会」報告 ○男女平等推進室の設置 ○TAMA女性センター開館 ○「女と男がともに生きる行動計画」改定委員会、改定幹事会、ワーキングチーム、改定市民検討会設置 ○男女平等に関する市民及び市職員意識・実態調査の実施
2000年 (平成12年)	○国連特別総会女性2000年会議開催(ニューヨーク) 「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」の採択	○総理府が「男女共同参画基本計画」を策定	○「女と男がともに生きる行動計画」改定市民会議設置 ○「女と男がともに生きる行動計画」改定市民会議より一改定計画に向けた38の提案 ○TAMA女性センター市民運営委員会発足
2001年 (平成13年)		○中央省庁等改革により内閣府男女共同参画局を設置 ○「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」公布、施行	○改定版「女と男がともに生きる行動計画」策定
2002年 (平成14年)			

資料

	世界の動き	日本の動き	多摩市の動き
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「少子化社会対策基本法」公布、施行</li> <li>○「次世代育成支援対策推進法」公布、施行</li> </ul>	
2004年 (平成16年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○E S C A P「北京行動綱領」実施状況に関するハイレベル政府間会合（バンコク）（「バンコク・コミュニケ」採択）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「人身取引対策行動計画」策定</li> <li>○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正及び同法に基づく基本方針の策定</li> <li>○「育児・介護休業法」一部改正</li> </ul>	
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国連「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）（「宣言」採択）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「男女共同参画基本計画（第2次）」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「男女平等に関する多摩市民意識及び実態調査」実施</li> <li>○「男女平等に関する市職員意識及び実態調査」実施</li> </ul>
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「男女雇用機会均等法」改正（平成19年4月施行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「多摩市男女共同参画社会推進協議会」設置</li> <li>○改定版「女と男がともに生きる行動計画」の中間見直し</li> </ul>
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> <li>○「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正</li> <li>○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>	
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「次世代育成支援対策推進法」改正</li> <li>○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」改定</li> <li>○「女性の参画加速プログラム」策定</li> </ul>	
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○E S C A P「北京行動綱領」実施に関するハイレベル政府間レビュー会合（バンコク）（「バンコク宣言」採択）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「育児・介護休業法」一部改正</li> </ul>	

	世界の動き	日本の動き	多摩市の動き
2010年 (平成22年)	○国連「北京+15」記念会合 (ニューヨーク) (「宣言」 採択)	○「第3次男女共同参画基本 計画」策定  ○「仕事と生活の調和(ワー ク・ライフ・バランス) 憲 章」・「仕事と生活の調和推 進のための行動指針」改定	○「男女平等・男女共同参画 に関する多摩市民意識及び 実態調査」実施 ○「男女平等・男女共同参画 に関する市職員意識及び実 態調査」実施 ○「多摩市女と男がともに生 きる行動計画改定市民会 議」設置
2011年 (平成23年)	○ジェンダー平等と女性の エンパワーメントのため の国際機関 (UN Wo men) 発足		○「女と男がともに生きる行 動計画(素案)」パブリック コメント実施 ○改定「女と男がともに生き る行動計画」策定
2012年 (平成24年)		○「東京都配偶者暴力対策基 本計画」の改定	
2013年 (平成25年)		○「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護等に関 する法律」改正 ○「ストーカー行為等の規制 等に関する法律」改正	○「多摩市女と男の平等参画 を推進する条例」公布
2014年 (平成26年)		○「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護等に関 する法律」改正	○「多摩市女と男の平等参画 を推進する条例」施行
2015年 (平成27年)		○「生活困窮者自立支援法」 施行	○「男女平等・男女共同参画 に関する多摩市民意識及 び実態調査」実施 ○「男女平等・男女共同参画 に関する市職員意識及び 実態調査」実施
2016年 (平成28年)		○「女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律」 施行	○「女と男がともに生きる行 動計画・中間見直し(素 案)」パブリックコメント 実施 ○「女と男がともに生きる行 動計画(中間見直し版)」 策定



印刷物番号
-------

27-54
-------

**多摩市女と男がともに生きる行動計画**

計画期間 平成28年度～平成32年度

(中間見直し版)

男女平等と自立に支えられた男女共同参画社会の実現に向けて

平成28(2016)年3月発行

頒布価格 400円

発行 〒206-0011

多摩市くらしと文化部市民活動支援課男女共同参画担当

東京都多摩市関戸四丁目72番地 ヴィータ・コミュニェ7階

TEL042-355-2110